

平成28年第2回土別市議会定例会会議録（第2号）

平成28年6月21日（火曜日）

午前10時00分開議

午後 4時13分散会

本日の会議事件

開会宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（17名）

副議長	1番	谷口隆徳君	2番	喜多武彦君
	3番	大西陽君	4番	村上緑一君
	5番	渡辺英次君	6番	谷守君
	7番	松ヶ平哲幸君	8番	岡崎治夫君
	9番	遠山昭二君	10番	山居忠彰君
	11番	十河剛志君	12番	出合孝司君
	13番	国忠崇史君	14番	井上久嗣君
	15番	粥川章君	16番	斉藤昇君
議長	17番	丹正臣君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
市立病院副院長	三好信之君	総務部長（併） 選挙管理委員会 事務局長	中峰寿彰君
市民部長	法邑和浩君	保健福祉部長	田中寿幸君
経済部長	井出俊博君	建設水道部長	沼田浩光君
朝日総合支所長	藤森裕悦君	市立病院事務局長	加藤浩美君

教育委員会
職務代理者
会長

馬場千晶君

教育委員会
会長

安川登志男君

教育委員会
生涯学習部長

村上正俊君

農業委員会
会長職務代理者

飛世 薫君

農業委員会
農事事務局 会長

金 章君

監査委員

吉田博行君

監査委員
局長

竹内雅彦君

事務局出席者

議会事務局長

浅利知充君

議会事務局
議総務課 局長

岡崎浩章君

議会事務局
議総務課 主査

前畑美香君

議会事務局
議総務課 主任主事

粕谷幸広君

(午前10時00分開議)

○議長（丹 正臣君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

○議長（丹 正臣君） ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（浅利知充君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長（丹 正臣君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を出された方は9名であります。

あらかじめ決定しております順序に従い、順次質問を許します。

1番 谷口隆徳議員。

○1番（谷口隆徳君）（登壇） おはようございます。

去る4月14日に起こりました熊本及び大分地方の地震により、大きな被害に遭われ亡くなられました方や被災されました方々に哀悼の意を表しますとともに、心よりお見舞いを申し上げます次第であります。

第2回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をいたします。

最初に、女性が活躍できる社会の実現に向けての施策についてお伺いをいたします。

27年に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法であります。この法律では、女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と性別による固定的役割分担等を反映した職場、慣行が及ぼす影響への配慮が行われること、職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること、また、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと等が、その法律の概要であります。

そこで、本市においては、女性活躍推進法に基づく士別市特定事業主行動計画が4月1日付で策定されました。この法律は10年の時限立法であります。計画期間を5年としたことについて、まずお尋ねいたします。

また、行動計画にある女性職員の活躍に向けた目標の中で、男性職員の積極的な制度の活用、超過勤務の縮減、女性職員の管理職登用の推進とあります。具体的にどのように取り組んでいくのか。

更にまた、今後の取り組みにおける推進委員会の構成、数値目標、達成率の公表、女性の活

躍に関する情報公開などをどのように進めていくのか。数値目標が掲げられていますが、現在の数値を基準として、その目標を定めた理由はどのようなことなのか。今年度から5年間の計画期間であります、目標達成への熱意と決意をお伺いいたします。

更に、努力義務ではありますが、民間事業者への取り組みや奨励など、官民挙げて取り組むことが女性の活躍の推進につながると思いますが、考えをお伺いいたします。

また、本市が長年取り組んできました男女共同参画社会行動計画の推進状況と女性活躍推進法とのかかわりと今後の進め方についてお尋ねをいたします。

男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として、みずからの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって、男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を負うべき社会とされており、

本市では、男女共同参画社会の実現のための「男女がともにきらめくまちプラン」第2期男女共同参画行動計画が策定され、計画期間は2013年から17年までの5年間としております。計画では、基本目標、基本方針、施策で構成されており、体系的に計画実施が示されております。つまり、男性も女性も、意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会参画をしていくこととし、職場に活気を与え、家庭生活をより充実させ、地域力の向上に結びつけ、一人一人の豊かな人生を構築していくことを目的にしています。共同参画行動計画を進めてきて、残りあと1年余りとなりますが、特に、女性の進出、社会参加について、市内民間業者での女性の役員、役職などの登用の現況について、わかればお示しをいただきたいと思っております。

本市の労働状況実態調査報告書にはこのような調査項目がありませんが、規模の大きな事業所における実態把握も必要と思っております。また、行政機関においては、意思決定の過程での女性の参画をどのように組み入れているのか、現状での状況をお尋ねいたします。

また、男女共同参画という意味においては、本市における委員会や審議会委員の女性が占める割合も少なく、本議会における女性議員も、現時点では一人もいない状態であります。女性が進出しやすい環境や意識の啓発を図っていくことも、我々議会としても考える必要があります。いろいろな場での女性の活躍、進出を切に願うものであります。

最後に、女性活躍推進法に基づく内容と男女共同参画行動計画と共通する内容や重複している内容もあるように思いますが、それぞれの計画を、いかに整合性を持って女性の活躍できる社会を目指して進めていくのかお伺いをいたしまして、この質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

谷口議員の御質問にお答えします。

昨年8月、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法が成立し、国や地方自治体は特定事業主として位置づけられ、行動計画の策定が義務づけられたことから、本市においても、本年4月に特定事業主行動計画を策定したところです。

お話しのとおり、この法律は10年間の時限立法ですが、国から示された策定指針で、計画機関は最大5年とされた中、期間設定が短過ぎると目標達成の評価判断が短絡的になりかねないことから、本市の計画期間を5年間と設定しました。

また、計画の骨格づくりにおいては、基本事項となる女性職員の採用割合や女性管理職の割合など、7つの必須項目に基づいて本市の状況を把握し、それによって明らかになった課題に対して3つの目標を設定したところです。

目標の1つ目には、男性職員の育児参加に係る制度の活用を掲げ、該当する男性職員全員が配偶者出産休暇の取得や育児休業と育児参加のための休暇の取得が実現するよう、育児参加にかかわる制度の周知と理解拡大に努め、休暇を取得しやすい職場環境づくりを進めることとしました。

2つ目には、年々増加傾向にある超過勤務の縮減を目標としました。その取り組みとして、まず、この6月から、水曜日と給与支給日をノー残業デーに設定し、定時退庁を促進しているほか、職場全体として労働時間の短縮を図る機運を醸成するとともに、業務の進め方の工夫などを含め、意識改革にも努めているところです。

3つ目には、女性職員の管理職登用の推進を掲げました。本年4月1日現在の女性管理職の割合は20.2%となっており、5年前の10.1%から大きく上昇しているとともに、国や道が3%台であることに比べて極めて高い水準にあります。これまでも増して、男性、女性にかかわらず、適材適所の人材登用を進める考えです。あわせて、管理職へのステップアップが着実に図れるよう、能力開発につながる研修の充実にも努めてまいります。

このような事業主としての責務と決意のもとに、基本方針を初めとする計画案を立て、各部代表の管理職や職員団体の代表などで構成する特定事業主行動計画推進委員会において意見を求め、本計画を策定しました。

加えて、今後の計画推進に向けて、できるだけ多くの女性職員の声を反映するため、委員会の構成における女性職員枠を拡大したところでもあります。今後は、この委員会において定期的に計画の進捗状況について検証、評価しながら、実効性を高めていくとともに、市のホームページ等を活用し、達成状況などを公表してまいります。

また、本計画の目的である女性職員の個性と能力の発揮を目指すことはもちろんですが、市民サービス向上のためにも、全ての職員が生き生きと健康で働き続けることのできる職場環境づくりが必要であり、そのためにも、組織のトップとして、計画の着実な推進に努めます。

一方、女性活躍推進法では、従業員が300人以下の事業所における行動計画の策定は努力義務とされていますが、こうした職場においても、良好なワーク・ライフ・バランスの中で男女がともに活躍できる環境づくりが必要です。そのため、本市の第2期男女共同参画行動計画に基づき、男女の自立を支援する環境づくりの実現に向けて、企業訪問や広報紙による情報提供などを通し、女性の活躍推進に努めてまいります。

次に、市内事業所での女性の役員や役職への登用状況についてのお尋ねがありました。現在

は統計的な調査を実施していないため、数値的に示すことはできませんが、今後は、労働状況実態調査においてこれらの項目を追加するなど、実態の把握に努めるとともに、女性の活躍推進に向けた啓発活動を進めてまいります。

また、本市の意思決定における女性の参画に関して、女性委員の占める割合が少ないのではとのお話がありました。本市においては、現在女性議員や女性の自治会長などがいないという状況にありますが、各種審議会や委員会における女性の登用率については、昨年4月1日現在、国や道が25%以下であるのに対して、本市においては34.2%となっています。こうした中で、男女共同参画行動計画における女性の登用率である40%の目標に向け、託児サービスなど、子育て世代の女性も参画しやすい環境づくりに努めています。更に、充て職等による一部の審議会、委員会を除くと、本年4月1日現在での本市の女性委員の割合は46.8%となっており、男女共同参画セミナーによる啓発やまちづくり塾の開講などにも努める中で、着実に女性の社会参画を進めているものと考えています。

最後に、男女共同参画行動計画と特定事業主行動計画の整合性ある推進についてです。

女性活躍推進法は、男女共同参画社会基本法の理念にのっとりた実施法とされており、基本法が社会のあらゆる分野を対象としているのに対し、この実施法は、女性の職業生活に焦点を当てて制定されています。こうしたことから、基本法に基づき策定された男女共同参画行動計画と重複する内容があるとともに、その理解も踏まえ、特定事業主行動計画は、ある意味で、分野別計画に位置づけられるものと考えています。

したがって、平成30年度を初年度とする次期の男女共同参画行動計画においては、両計画の達成状況や地域の実情を踏まえ、更に、次期総合計画との整合性も図りながら、真に女性が活躍できる男女共同参画の社会実現に向けた計画づくりを進めるとともに、その着実な推進に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 谷口議員。

○1番（谷口隆徳君）（登壇） 次に、障害者差別解消法の施行による施策などについてお伺いをいたします。

本年4月1日に、国と地方自治体、民間業者に障害を理由とする差別を禁止する、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が施行されました。この法律は、平成25年6月に国会で成立をしておりましたが、周知に時間をかけるために施行を延ばしていたものであります。法律の施行によって、国を挙げて、全ての障害を持つ人に対して差別を禁止することにあります。

全国の障害者は約788万人とされており、私たちも、いつ何時、障害を持つ身になるかわからない状況のもとにあって、差別解消の実現は、人として平等に生きる権利を有するもので、至極当然のことです。しかし、現在も障害者に対しての差別や差別的状況が生じていることから、このような法律の制定に至ったものだと思います。法の成立から施行までの期間が

経過したことなど、政府の対応がおくれたために、何が差別か、どこまでが必要な配慮かなど、今後の対応に混乱が生じるのではないかと危惧されているとされています。

本市においては、平成28年6月1日現在での障害者の総計は1,731人とされております。差別解消法における対策は、国や地方自治体は義務とされており、民間は努力することとされております。この法が施行された差別解消法の重要なポイントとなる差別的取り扱いの禁止や、公的機関は、障害者の性別、年齢、障害の状況に応じて、社会的障害の除去の実施については必要かつ合理的な配慮をしなければならないとあり、民間業者には、同じように合理的配慮をするように努める等が求められております。

本市においても、今まで合理的な配慮のもと、これら障害のある方々に対する諸施策がされてはきておりますが、具体的に公共機関での施設の不備や人的な配慮など、今後の対応・対策をいかにしていくのか、まず、お伺いをいたしたいと思います。

また、障害者差別解消法の制定によって、本市の障がい者福祉計画における施策や対応、基本的な考え方に違いはないと思いますが、計画に追加して実施することや見直しの必要がないのか、この法律と福祉計画の整合性についてお伺いをいたします。

更には、福祉計画が平成29年度までとなっておりますが、この障害者差別解消法に基づく福祉計画策定に係る今後の対応など、考え方を伺いいたします。

更にまた、今後、差別解消法に基づく職員マニュアルや対応要領の作成を考えていくことも必要であります。法の趣旨を、自治体の職員を初め市民にも周知し、安心・安全な住みよいまちづくりを進めていくことが必要なことであります。神奈川県開成町は、不当な差別扱いをしたり、合理的配慮を提供しなかった場合には、対応によっては懲戒処分に付することもあるという規定を定めたとされているようですが、本市でも、差別解消に向けて強力に進めていくための今後の対策について、考えをお伺いいたします。

この差別解消法では、障害者の身近な相談窓口になるための差別解消支援地域協議会を設置できることとなっております。政府は、全国の市区町村に設置する考えであるとされておりますが、今後の設置などの対応について伺います。また、本市の障がい者福祉計画に設置されている士別市自立支援協議会の活動状況と、このたびの法律に基づく支援地域協議会設置との関連をいかに考え、より実効性のあるものにしていくのか、あわせてお伺いをいたします。

(降壇)

○議長(丹 正臣君) 田中保健福祉部長。

○保健福祉部長(田中寿幸君) (登壇) ただいまの御質問にお答えいたします。

本年4月に施行されました障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法は、谷口議員お話しのとおり、差別的取り扱いの禁止と合理的な配慮の提供という、大きく2つの柱で構成されており、国や地方自治体には、これら2つが義務づけされているところです。

そこで、公共機関での施設の不備や人的な配慮などについての今後の具体的な対策について

ですが、施設の整備につきましては、これまでも、士別市福祉のまちづくり条例のもと、各公共施設のバリアフリー化などを計画的に実施してきたところであり、平成27年度には、スポーツ合宿センターに車椅子対応のトイレや洗面台を設置したバリアフリーの客室を増設したほか、大通北8丁目の歩道のバリアフリー化を実施し、28年度には西1条1号通り歩道のバリアフリー化を予定しているなど、今後も計画的に整備を図ってまいります。

また、人的な配慮につきましては、27年度から障がい福祉担当部署に有資格者の職員を配置し、障害者の差別や虐待などを含む相談体制を整備しており、今後も、市が委託している障害者相談支援センターと連携しながら、障害者へのきめ細かな支援に努めてまいります。

次に、この法律と障害者にかかわる計画との整合性についてですが、市が策定している障害者にかかわる計画といたしましては、障害者基本法に基づき、障害者のための施策に関する基本的な事項を定めた中長期の計画である士別市障がい者福祉計画と、その計画の中の生活支援にかかわる部分の実施計画として位置づけられている障がい福祉計画があります。障害者差別解消法も、同じく障害者基本法に基づく法律であり、市の障害者にかかわる計画の中にも位置づけしているところでもありますことから、計画の見直し等の必要性はないものと判断しています。

また、障がい者福祉計画と障がい福祉計画の計画期間はいずれも29年度までとなっていることから、次期策定に当たっては、より市民にわかりやすいよう、障害者差別解消法の理念を盛り込みながら、両計画を一体として策定したいと考えています。

次に、職員向けマニュアルや市民周知についてであります。市職員への対応については、北海道が策定した職員対応要領を準用し、全庁横断的に組織している地域福祉計画及び障がい福祉計画の庁内策定委員会で説明するとともに、全職員へ配布し、職員には、その対応に万全を期すよう周知しています。

一方、市民に対しましては、広報しべつへの掲載を初め、障害者団体や自治会関係者、ボランティア団体で組織する地域福祉計画策定懇談会における説明のほか、去る6月13日の、市も構成団体として参加している障害者支援組織ふれあいネットワーク会議が中心となって開催された障害者差別解消法の研修は、多くの市民に聴講いただいたところです。今後も、地域政策懇談会などを通じ、更なる市民周知に努めてまいります。

また、市内民間事業者に対しましては、毎年実施している労働状況実態調査の報告書を各事業所に送付する際、厚生労働省が作成した事業者向けパンフレットをあわせて送付しており、今後も、ハローワークや商工会議所、商工会と連携する中、周知に努めてまいります。

次に、差別解消地域支援協議会の設置と自立支援協議会との関連についてです。

自立支援協議会は、障害者団体やその家族会の代表者、相談支援代表者、関係福祉団体、福祉サービス事業者、学識経験者からなり、その活動については、地域福祉計画や障がい者関連計画の協議のほか、部会として、相談支援部会、子ども部会、重症心身障がい児者部会を設け、それぞれの部会で月例会議を開催し、相談支援や福祉サービス、虐待問題などに対する課題に

ついでに協議を行っています。

したがって、障害者差別にかかわる協議機関となる差別解消地域支援協議会については、28年第1回定例会で谷議員に御答弁申し上げたとおり、自立支援協議会がまさにその役割を担える組織として設置されていることから、今後も、この自立支援協議会を中心に、障害者差別解消法にかかわる支援を行ってまいります。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 谷口議員。

○1番（谷口隆徳君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（丹 正臣君） 7番 松ヶ平哲幸議員。

○7番（松ヶ平哲幸君）（登壇） 通告に従いまして、一問一答方式で質問させていただきます。

最初に、道道士別滝の上線の整備についてであります。

このことは、既にこの議会でも幾度となく質問が出され、答弁をいただいているところがありますが、ただ、この議場では26年3月の第1回定例会で議論されたのが最後となっていますので、それ以降に関しての行政の取り組みと今後のお考えをお聞きしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

まず、前回のやりとりが2年も前ということもあり、現在の議員の中では初めて聞く方もいらっしゃると思いますので、簡単に振り返っておきたいと思います。

この道道の整備に関しては、平成3年、朝日商工会工業部会が、拡幅による中心市街地活性化を提案し、陳情を始めたことからはなります。当時の朝日町長は、この陳情に対して、拡幅は住民の移転を伴うため、中心部の過疎化に拍車がかかるとして反対を表明、その後、商工会は、拡幅による商店街近代化促進を町議会に要請し、7年には大通り道道拡幅促進期成会が町議会に要望書を提出、議会は、この要望に対して8年に、議会から町に拡幅を要請することはしないと口頭で期成会に説明、その後、9年と13年の二度にわたって町長選が行われますが、現職が当選を果たしているところであります。

その間にも、道道拡幅を推進する朝日町まちづくり促進期成会が設立され、町と議会、土現に陳情書を提出、商工会は、地域振興対策事業として、道と町の補助を受け、道路網などの整備を含めた町の再配置を盛り込んだ朝日町地域振興対策事業報告書を発刊。14年には土現が町と期成会に現道での補修を提案し、反対の意見はなく、町長は期成会の了承を経たとして、15年から事業を実施することを町議会で行政報告をしました。商工会は、この行政報告に対して容認できない旨の要望書を土現と朝日町に提出、土現は事業を凍結、同年11月には商工会と期成会は合同会議を行い、拡幅か現状補修かで対象者142名の記名押印の投票を行い、投票総数112票、有効104票のうち、拡幅77票、74%、現状補修27票だった。その後も、土現、町、期成会とも協議を持ったが、一本化にはなっていませんでした。

17年には合併がされ、市長が土現、上川支庁、道建設部を訪問し、道からは、拡幅は不可能ということではないが、現在の財政状況では困難との回答を得た。

18年には、歩道を考える会が設立され、市と意見交換を実施、18年には朝日町まちづくり期成会が設立、20年には、この期成会の全体会議で、現道幅で改修整備を進めることに対して、地権者90名中、出席同意者20名、委任状賛成者49名で、70名が賛同、78%、保留10名、反対者10名で機関決定。これを受けて、早期整備を求める要望書を期成会と市の連名により土現に提出。現地の調査、測量が行われ、22年には市長と期成会会長が旭川建設管理部、旧土現になりますが、要望書を持参し、早期着工を要請、建設管理部土別出張所からは、道路の幅を現在と同じ幅にし、歩行者の通路確保のため、電柱を裏道路に移設する案が提示された。

電柱移設の同意書は、107軒中106軒まで同意を得たが、一部地権者からは、車道幅員が現状より狭くなる計画に同意したものではないなどの理由から、32軒の同意書の返還がされました。これは、23年の道路工事に係る地元説明会で、車道、路肩を狭くし、歩道を広くすることにしたことを受けて、その内容では反対する意向からの返還でありました。

市議会では、25年第1回定例会にこの問題が出され、市長の答弁では、「これまでの現道幅員で整備するとした地元での決定を重く受けとめているが、32軒の同意書の返還や期成会の役員の辞任とあわせ、25年4月からは、北海道も地域での実情や用地的な制約がある場合、現道と同じ幅員での整備が可能としたところもあり、今後は地域住民の意見を聞いて、一日も早い工事着工に向けて北海道に要請していきたい」としているところであります。

更に、市議会には、25年3月に、地元市民114名の連名からなる道道整備に関する陳情が出され、当時の経済建設常任委員会が付託事件として審査し、結果は不採択としたところであるが、行政に対する意見として、道路整備に向けて地域が合意できるよう、十分な説明責任を果たし、一日も早く道路が整備されるように努めるよう望むものとしています。そして、その年の11月の決算審査特別委員会では、従来からあったまちづくり連絡会でも道道拡幅に係る問題も議題となり、現状のまま、早期に整備をしてほしい旨の意見が矢継ぎ早に出された。

しかし、一方では、現道の幅員では問題があるとして、朝日町市街地道路整備を考える会が設立され、会員数も200を超えている状況となっている。どの形になろうとも、事業の推進には道道に面した地権者の同意が絶対に必要なわけで、その地権者のほとんどがこの状態ではだめだといった結論が出ているにもかかわらず、どうして行政は北海道に対して要望しないのかといった質問も出され、行政からは、考える会から拡幅すべきとの意見に対して、連絡会としても考える会の方へ意見交換の開催を呼びかけたところ、検討中だとの回答があったと。

市長からは「この問題は、いつまでも一本化、考え方が土別として総意がつかれない場合は、市民も町民も不幸になる。どこまで全体の合意がつけられるのか、協議会において議論を課すこととしている」との答弁もあったところですが、これ以降の考える会との話し合いや協議会における検討内容、更には、喫緊の建設管理部の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

私は、この問題は、既に25年も経過しており、時々々の首長やら行政の御努力により、相当数の話し合いや協議が持たれてきているところに関しては敬意を表しますが、それでも、今なお一本化が難しいとするならば、市長も次なる案を考えるべきではないでしょうか。

建設管理部は、現道の幅員で整備する。地先の地権者の方々は、それでは安全性が確保できないので拡幅してほしいと、25年の決算審査特別委員会でも出されていましたが、確かに、この整備を進めるに当たっては、地権者の同意が絶対必要なわけでありまして、このままいけば、現行幅員での改良は極めて難しいのではないかと。

市長も、この関係の答弁では「危険な道路」とも答えていますが、いつまでも平行線のままであれば、改修の工事もできず、道路の陥没や縁石の崩れにより歩行者の安全も確保できない状況をそのまま放置している間に、大きな人身事故が起きるかもしれません。それを避けるためには一刻も早い整備が望まれるわけでありまして、これ以上工事の着工を先送りすることは誰も望んでいません。よって、市長、もうこれ以上地元での問題を長引かせてはいけません。議論する期間が長くなれば長くなるほど、より複雑となり、相互の関係の修復が難しくもなります。ぜひ、市長の強いリーダーシップを発揮いただいて、思い切った案も出しながら、一刻も早い解決をいただくよう申し上げて、質問とさせていただきます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 松ヶ平議員の御質問にお答えします。

道道士別滝の上線、朝日町市街地の道路整備に向けては、これまで約20年以上にわたり、現道整備や道路拡幅についてさまざまな議論を行ってきたところでありまして。道路整備に係る協議については、地域沿線住民との協議を進めるべきとの御意見をいただいていたことから、平成26年6月から、あさひまちづくり連絡会の三役と朝日町市街地道路整備を考える会企画調整グループ6人で組織するあさひまちづくり連絡会道路整備に係る役員会が中心となり、連絡会の委員と考える会の役員、約50人で構成するあさひまちづくり連絡会道路整備に係る全体会を組織し、全体での意見を協議する体制とすることで進めてまいりました。

そこで、道路整備に係る協議の経過でありますけれども、北海道の参加もいただきながら進めてまいりましたが、考える会の独自の要望があり、北海道が示す拡幅13.5や12.5、11.5メートルには納得せず、北海道が定める大規模評価に関係なく実施すべきとの主張から、協議はまともならず、旭川建設管理部からも北海道が定める条例に基づき整備可能な幅員を説明しましたが、理解を得られない状況が続いております。

そのような中、26年4月に開催した道道士別滝の上線朝日町市街地道路整備に係る意見交換会で、北海道へ、できる限りの道路整備を検討する上で基本となる現況を把握するための測量調査を要望し、その結果として、27年2月に、総幅員13.5メートルの道路は、支障になる建物が40軒ほどで、概算事業費は18億円となり、拡幅に投ずる事業費に見合う経済効果、費用対効果が得られないことから事業化は無理であり、総幅員11.5メートルは、支障物件が少なく、総事業費が10億円以内となり、整備可能、総幅員12.5メートルについては、支障物件が多く、総事業費が10億円を超えるが、整備手法を検討中との考えを北海道から示されたところでありまして。

これを受けて、市といたしまして、道路管理者である北海道から具体的な道路幅員を提案していただきたく、2月20日に、副市長、建設水道部長及び総合支所長が札幌に出向き、当時の

北海道土木局長、土木局道路課長と面談し、申し入れを行ってまいりました。その後、4月21日に、北海道から本市に、道道士別滝の上線の道路幅員を13.5メートルか12.5メートルで整備を進めたい。旭川建設管理部として13.5メートルで行いたいとの内容による整備案が提示されました。

この提案に対し、これまで地域での協議を進めてきた経緯があることから、あさひまちづくり連絡会道道整備に係る役員会にて改めて提案を要請し、5月13日に、旭川建設管理部士別出張所から提案をいただきました。この提案を受け、連絡会、考える会双方が内容を持ち帰り、それぞれが協議を行い、その結果を再度役員会にて協議を行うことで確認してきたところです。

その後、一本化に向けた協議の流れとしましては、あさひまちづくり連絡会を5月28日に開催し、道の提案である13.5メートルで了承する。ただし、電柱の位置や冬季除雪については今後とも協議していく内容で確認いたしました。一方、考える会に対しましては、一本化に向け役員会の開催を要請しましたが、意見がまとまらないとの回答から開催できず、その後、7月27日の考える会独自の全体会において、歩道幅員を3.5メートルで要望することで決定いたしました。

その後についても、考える会に対して総合支所との話し合いや早期の一本化に向け役員会の開催申し入れをしてきた中、28年3月に考える会から役員会開催の申し入れがあり、3月25日に役員会を開催、早急に道道沿線住民、地権者との話し合いの場の開催を要請され、5月25日に道道整備に係る意見交換会を開催してまいりました。この意見交換会では、これまでの協議経過等をお伝えし、北海道から現在の道路拡幅に関する考えをお話しいただき、市からは、市の考え方について説明した後、参加者から御意見をいただけてきたところです。全体的な意見は少なかったものの、地域の沿線住民の方から、早期に決着してほしい旨の意見もいただいております。

以上がこれまでの経過となっております。

これまでいろいろと協議してまいりましたが、道路管理者である北海道が、具体的に道路幅員に関して13.5メートルとの提案を示していただいたことや、整備延長は約1.75キロメートルとの考えをいただいていること、着工する場合、現状においては整備延長を2ないし3工区に分け整備を実施する。また、北海道が要望を受け入れたとしても、着手までには、まちづくり、町並みづくり関係の計画を策定する必要があり、全体完了まで10年から15年はかかることが予想され、早い決着が必要と考えます。そして、何よりも、市として、旭川建設管理部や士別出張所に足を運び、幅員等の変更について質問してまいりましたが、道路幅員13.5メートルが最大で、それ以上は無理であり、歩道幅員についても、構造令上、2.5メートルで変更できないとの回答となっております。

以上のことから、私といたしましては、道道士別滝の上線、朝日市街地の整備について、道路幅員13.5メートルと判断しており、議員御指摘のとおり、地域では一刻も早い整備を望まれておりますので、今後の協議は最終段階と考え、早期決着に向け、地域の一本化に継続して努

力してまいりたいと存じます。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君） 今の市長の答弁で、確認をさせていただきたいと思います。

最後に、考える会のほうで協議をいただいているという部分もありますけれども、昨年の段階で、歩道を3.5メートルにしてほしいという要望が出されて、道からは、歩道は2.5メートルで、最大13.5メートル。歩道で1メートルの差が出てきているのですけれども、協議をしている最終段階では、3.5メートルというのは余りこだわられていないのでしょうか。去年の4月からいけば、1メートルの差が埋まる可能性があるのかどうかということを確認させていただきたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 藤森朝日総合支所長。

○朝日総合支所長（藤森裕悦君） 松ヶ平議員の再質問にお答えいたします。

先ほどお話ししたとおり、道の回答としましては、13.5という幅員は動かない、これが最大である。それと、最後に市長も申し上げたとおり、その13.5の中での構造令上、歩道幅は2.5、これも動かない。これに関しては、先ほど答弁しましたとおり、去年の7月に考える会のほうで決定されたということで、その後8月にも、副市長と私で旭川建設管理部のほうにお邪魔しまして、この件に関しても質問、要望をいたしましたけれども、最後に申し上げた答弁の内容で動かないという状況であります。

議員から、今、協議というふうに言われたのですが、実質、協議は進んでおりません。先ほど答弁で言いました7月27日には、考える会が決定をしたという内容であって、そこから考える会のお気持ちは変わってないような感じを、私としては受けとめております。私としましては、道が提案をいただきました4月から約1年以上たちますので、先ほど申し上げたとおり、早期の決着に最後は頑張っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君） 詰めるところはあるでしょうけれども、道のほうも、13.5メートル、事業費にして18億円という一番高い事業の中でもできるのではないかという考えですので、ぜひ、この13.5メートルをもって地元で一本化になるよう、更なる行政側の御尽力をいただきたいということを申し上げまして、次の質問に入らせていただきます。

○議長（丹 正臣君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君）（登壇） 次に、ふるさと応援寄附金についてであります。

この寄附金については、個人が2,000円を超える寄附を行った場合、住民税のおよそ2割程度が還付、控除される制度で、地方間格差や過疎などによる税収の減少に悩む自治体に対しての格差是正を推進するための新構想として、2008年に創設されたものであります。ふるさと寄附金をすると、それぞれの自治体からは、寄附のお礼として返礼品を送る自治体が増え、この

14日の総務省の発表によると、全国の寄附の総額が前年度より4.3倍にもなり、北海道内では、上士幌町の7万5,000件で15億3,700万円にもなっています。このふるさと納税という自治体の寄附をきっかけに、旅行先を決めて、第2、第3のふるさとをつくっていくという楽しみ方も新たに出ているようでもあります。

本市も、同じ年の7月から取り扱いを開始し、年々寄附額も増え続け、まちづくりの貴重な財源として活用させていただいているところでもあり、本年からは、返礼品の種類を8種類から19種類に増やし、寄附金額に応じて選択する仕組みを設定したところでもあり、より多くの寄附と本市のPRが一層図られることを期待するところでもあります。

しかしながら、近年、この寄附金の返礼品について、この制度が創設された当初とは違ったもので捉えられ、返礼品という商品の販売が目的のように紹介され始め、寄附に対しての還元率が比較され、今やインターネットでふるさと納税還元率の順位などが紹介もされており、そのベスト1を見ると、宮崎県のとある市で、何と還元率が160%にもなっているようです。1万円の寄附で黒豚4キロセット、1万6,000円相当の品のようで、受け付け開始から注文が殺到し、受け付けストップになってしまうぐらいの人気だそうです。総体数量が記載されていませんので比較のしようがありませんが、赤字を出してまでPRをしなければいけないのでしょうか。確かに宣伝効果はありますが、この寄附金の目的はそこではないと考えます。もちろん、この制度によって、地域内では経済の活性化が図られ、まちづくりにもつながっていることでは大きな成果とも言えますが、国も、この現状に対して、寄附額に対して返礼割合の高い特産品は慎むようにとの通知も出たところでもあります。

そこで、本市の場合、寄附額に対しての返礼割合はどのようになっているのでしょうか、お伺いをいたします。昨年1年間で結構ですので、寄附された金額に対して、返礼品の購入費と送料でどの程度なのか、あわせて、寄附額1万円に対しての返礼品の額は幾らか、総額に対しての割り返しで結構ですので、返礼割合を教えてくださいと思います。

次に、この制度は、寄附者が自分の住む自治体とは違う自治体に納税することになるわけですから、士別市だけを見ると、その差し引きはどのようになっているのか。士別の納税者が他の自治体にふるさと納税をされている総額は幾らになるのでしょうか。26年度単年度で結構ですから、総額をお聞きし、ふるさと応援寄附金から返礼品の購入額を引き、本来市へ納税されるはずだった税が他の市町村で納税された金額を引いた残りが、初めて士別へふるさと応援寄附金としてカウントできる額だと思いますので、改めてお教えいただきたいと思います。

次に、企業版ふるさと納税の取り組みについてお伺いをいたします。

さきにも言いましたように、ふるさと納税は、原則としては個人対象の制度です。今までも企業が地方自治体に寄附することはできますが、この4月からスタートした企業版ふるさと納税になると、寄附金の最大30%が法人住民税などから控除されることなどから、企業によってもメリットも大きく、各自治体も積極的にこの制度の活用を検討しているようでもあります。また、個人の寄附金と大きく違うところは、返礼品のようなものは認めておらず、あくまでも、

自治体がつくった地域振興策に賛同できるところに寄附されるものようですから、まさしく、自治体のまちづくりに対する意気込みと、その政策が評価されることになるわけですから、地域一丸となってつくっていかねばなりません。現時点での行政の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

更に、この企業版ふるさと納税は、寄附される自治体に制限があり、地方交付税が交付されていることが原則で、自治体は、寄附金の使い道については、あらかじめ国に報告し、地域活性化への効果が期待できると認定されなければならないことなどがありますが、企業によるふるさと納税の利用が活発化すれば、寄附金額が増え、財政難や格差などの問題が改善に向かうことも期待できることから、国の言う地方創生に向けた目標にもなるのではないのでしょうか。幸い、本市が自動車等試験研究のまち、スポーツ合宿のまちとして、今まで培ってきた企業との交流の蓄積を最大限に活用し、企業にとっても、市民にとっても、メリットが生じるまちづくりを積極的に展開することを願うものでありますが、御所見をお伺いをいたします。

(降壇)

○議長(丹 正臣君) 中峰総務部長。

○総務部長(中峰寿彰君) (登壇) ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、本市のふるさと応援寄附金の状況についてです。

昨年度は1,044件の寄附が寄せられ、その総額は3,825万1,000円となったところであり、寄附額としては、これまでの最高となりました。

これらの寄附に対し、返礼としての特産品の購入や送付などに要した費用の総額は524万1,000円であり、その内訳としては、返礼品の購入費として1,250件分になりますが、321万3,000円、これらの送料として188万3,000円、振込用紙の印刷や特産品カタログの作成などの事務費で14万5,000円となっています。なお、返礼品の件数が寄附件数を上回っている理由については、前年度に寄せられた寄附のうち、メロンなど季節限定の返礼品の一部については、当該年度の購入、発送として取り扱っているためであり、1万円の寄附に対して返礼に要する費用の割合としては、送料を含め4割程度を基準としています。

次に、本市市民の他自治体への寄附などを踏まえた実質的な寄附額についての御質問がありました。平成28年の申告対象となる27年1月から12月の実績として、ふるさと納税に限った集計は困難なため、他の自治体へのさまざまな寄附を含んだものにはなりますが、市民税からの控除額は162万8,000円となっています。したがって、昨年度の寄附総額から返礼の費用及び他市への寄附による市民税控除額を差し引いた実質的な寄附額は3,138万2,000円となり、寄附総額の82%に相当しています。

次に、地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税についてです。

本年度の税制改正によって盛り込まれたこの制度は、地方版総合戦略に位置づけた事業のうち、地域再生計画として国の認定を受けた地方創生に効果の高い事業に企業が寄附した場合、これまでより有利な税制上の優遇措置が受けられる仕組みとされています。制度の活用にあ

っては、計画に位置づけた事業が、結果的に、企業の理念や社会的責任、社会貢献の考え方に合致することも重要であり、企業側の理解を得る取り組みを進めるとともに、本市の事業を広く周知し、趣旨に賛同していただける企業を募ることになります。企業版ふるさと納税は、地方創生に取り組む自治体にとって有効な財源確保策になり得るとともに、寄附を行う企業にとっても、地域貢献や企業イメージの向上にもつながるものであることから、各自治体の期待と関心も高まっています。

しかし、一方では、本社の存在しない自治体に寄附することによって、当該企業の本社が所在する自治体の法人住民税や法人事業税が減額になることや、支社や工場などの出先を多く抱えている場合は、1つの自治体に寄附することに強い抵抗もあるとお聞きをしています。

本市は、自動車等試験研究のまちや合宿の里としての実績もあり、多くの企業との交流もあることから、融資企業を中心とした各企業との連携協力を図ることができ、そのことによって元気なまちづくりが一層進むものと考えています。したがって、本制度の活用に限らず、本市のまちづくりを応援していただける企業との相互のメリットが享受されることにも意を配しながら、さまざまな角度からの連携強化に向けて、今後も積極的な取り組みを進めてまいりたいと考えています。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君） 総務部長の答弁の中で、この制度は、企業版ふるさと納税に向けた施策を士別市がつくって、それを国が認めた場合に、初めてどうですかと企業に募集できると思うんですけども、今の答弁の中では、企業版ふるさと納税に向けた施策を、士別市としては、新しくそれに向けてはつくらない、協議をしないということなんですか。今あるやつをそのまま企業版ふるさと納税に向けていくということなのか、その辺の確認をお願いしたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 中峰部長。

○総務部長（中峰寿彰君） 再質問にお答えいたします。

お話のありました、今回の企業版ふるさと納税にかかわる事業、これについては、基本的に、まず、地方創生総合戦略に位置づけているものがベストになります。この中から事業を抽出、あるいは、それに関連する再構築を含めて、地域再生計画という中で位置づけをする。その内容を国に申請をし、国が認定すれば、初めて税制上の措置を受けられる事業として成り立つという仕組みになっています。

先ほど申し上げましたように、現在幾つか状況を聞いている中で申し上げますと、本社のあるところの納税額が減ってしまうこと、あるいは、あちこちに支社等々を持っているところでは、全体的に同じような取り扱いをしていけるのかということ、更には、それぞれがもっと違う形でいろいろな連携をしているという発想、あるいは、その発想でいきますと、世界的にも展開しているというような会社になると、より一層、特化してということになりません。

ただ、一方で、先ほど申し上げたように、地方再生の事業にとっても必要な要素も、あるいは、そこで有効にできる部分もありますので、今、地域再生計画に位置づけることについては、検討をしていきたいというふうに思っています。したがって、先ほどお話があった、特に本市が関連しているところと限定なく、広くそういった事業で応援していただけないのかということについては、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君）（登壇） 次に、観光の振興についてお伺いいたします。

2015年、平成27年は、干支がひつじということもあり、12年に一度の本市を大きくPRできる年でもあったことから、羊と雲の丘観光振興プロジェクトやサフォークランド士別プロジェクトにより、多くの市民からの意見や提言により、羊飼いの家のリニューアルや12月6日のイルミネーション点灯式や31日のカウントダウンが皮切りとなって、さまざまなイベントを展開してきました。それらの取り組みにより、大きな宣伝となり、サフォークランド士別としての周知や観光客や来訪者の増加につながったと考えていますが、最終的にはどの程度の成果があったのでしょうか。テレビ、ラジオ、雑誌などの媒体で紹介されたものはどの程度か、また、レストラン羊飼いの家やバーベキューハウスでの利用者や世界のめん羊館の入館者を初め、本市を訪れた方々はどの程度増えたのかなど、成果として把握しているものを教えていただきたいと思います。

次に、ひつじ年として行ってきた財産を、どのような形で今後の観光振興につなげていかれるのでしょうか。その考えをお聞きをします。

去年は、観光宣伝や観光客誘致事業にも多くの予算が割り当てられ、媒体による宣伝や紹介がされ、羊にかかわる催事も数多く開催してきたわけですが、今年は予算も相当圧縮され、前年度並みの事業は展開できないことから、観光客の入り込み客も昨年の実績を下回ることが予想されます。今後は、昨年までの成果をいかに引き継ぎ、更に拡大させることが、本市の観光振興の戦略として求められているわけですが、今後の展開について、サフォークランドプロジェクト組織のあり方や、このプロジェクトで何を議論し、何を実施していくのかを含めて、お伺いしたいと思います。

次に、観光振興に当たっての観光開発構想についてお伺いをいたします。

本市の観光開発基本計画は、昭和62年4月に作成したものであり、その計画の目的は、本市の持つ地理的優位性や恵まれた自然環境などの特異的条件を有効に引き出させ、魅力ある観光地づくりを計画的に推進し、地域の発展に寄与するものとしています。更に、北海道開発庁の委託を受けて実施した北海道特定開発事業推進調査のうち、地域総合振興事業育成推進調査にかかわる4件のプロジェクトの一つである士別羊と雲の丘の観光開発について、平成8年に財団法人北海道地域総合振興機構による士別羊と雲の丘観光開発プロジェクト事業計画策定調査報告書が出されています。

羊と雲の丘の観光開発については、めん羊工芸館や宿泊施設が今後の整備上の課題とされていましたが、市も、これに沿っての整備を進めてきているところでもあります。市全体としての基本計画は、余りにも時間が経過をしていないでしょうか。昭和62年と現在では、観光客の嗜好や考え方、更には、経済や交通手段が大きく変わっている今日では、計画そのものがマッチしないのではないのでしょうか。約30年も前のものですから当然のこととは言えますが、更に、合併した時点での観光資源は一層増加し、何と云っても、天塩岳や天塩川の源流として、自然環境的なものは、市民の最も誇れるものでもあり、大きくPRするものでありながら、市民全体の認識とはなっていないような感じもしますので、この際、新たな観光開発構想を作成し、全ての市民が同じ認識に立ち、一体となって観光の推進を図る必要があると考えますが、新たな観光開発計画についての御所見をお伺いをいたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、ひつじ年イベントによる成果についてですが、サフォークランド士別プロジェクトにおいて、ひつじ年に向けたPRと、ひつじ年を契機に更なる飛躍を目指すことを目的に、これまでの加盟9団体から、新たに関係する6団体を加え、また、事業を实践する組織として幹事会を設置するなど組織強化を図り、未年PR事業に取り組んでまいりました。

平成26年度、平成27年度の実施事業は、さほっち・メイちゃんの結婚式に始まり、ひつじ年に向けた羊の年賀状デザイン募集、PRキャラクターのイラストデザイン募集、羊皮紙の研究、ひつじ年カウントダウンイベントやみーちゃんの誕生、元旦の年賀状配達、羊のアート、うんメェ〜パイの開発、さほっちファミリーのテーマソング作成、CD販売とラインスタンプの作成、ニットファッションショーなど、平成26年度は13事業、平成27年度は15事業を実施してまいりました。特に、中学校の提案から実現した旧学田スキー場での羊のアートや、市民からの応募による歌詞と士別出身のミュージシャンにより完成したさほっちファミリーのテーマソングや、翔雲高校生との共同開発によるうんメェ〜パイなどの誕生、次代を担う中学生、高校生など、多くの市民のかかわりにより事業を実施することができたことは、羊を核としたまちづくりに対する市民意識の醸成につなげることができたと考えておりますし、2カ年にわたり事業を実施してきた多くの事業については、大変大きなPR効果があったものと考えております。

また、多くのテレビ、ラジオ、雑誌などでさまざまな形で取り上げられ、話題となりました。テレビでは、NHKの全国版ニュースで放送され、そのほか、STVやHTBなどのニュースでの放送、道内の各ラジオ番組での紹介、全国版を含む多くの観光雑誌、情報誌において掲載され、更に、全日空の機内誌「翼の王国」では、10ページにわたり士別市の特集が組まれたところでもあります。この機内誌は、1カ月間全日空の国内線と国際線の全ての便に設置され、月380万人と言われている利用者の目に触れるなど、これら多くのメディアに取り上げられたことも、実施事業とあわせ、十分なPR効果であったと考えております。

また、羊と雲の丘は、平成26年度から老朽化した各施設の再整備を行いリニューアルしたこ

とにより、観光入り込みが、レストラン、バーベキューハウス、売店で前年比8,552人増の4万166人、売り上げでは43%増の6,580万円となり、直近10年間では過去最高の売り上げとなりました。世界のめん羊館では、来場者が前年比1,190人増の1万2,278人となったところであり、観光シーズンであります4月から9月に本市を訪れた入り込み客数では、前年比115.3%の22万8,400人となったところでもあります。

次に、今後の展開についてであります。

まず、観光振興に係る予算についてであります。今年度は、一般予算の中でこれまでの成果を継続し、しっかりと観光振興に取り組んでいく考えであり、現在、北海道観光振興機構の地域観光活性化促進事業の補助採択を受けており、その一つは、士別市の単独で行う羊のまち未らい観光推進事業、もう一つは、士別市、和寒町、剣淵町、幌加内町の1市3町による広域食と観光プロモーション事業の2事業であり、いずれも、今後の観光振興施策を検討するとともに、魅力ある食・体験などのPRを通して、本市及び道北圏域への観光客の誘引を目指す各種プロモーション活動について実施してまいります。

今後においても、これまで実施してきた事業、成果を一過性のものに終わらせることなく、継続、発展させ、未来につなげていくことが重要であり、子供や多くの市民に我がまち士別に愛着を持ってもらい、観光客、来訪者など、全道、全国、そして国外に羊のまちサフォークランド士別を発信し、交流人口をこれまで以上に誘引することが重要であり、加えて、近隣地域との広域連携についても、更なる発展と実効性のあるものとしなければならないと考えております。

また、サフォークランド士別プロジェクト組織のあり方につきましては、このプロジェクトは、サフォーク研究会、めん羊生産組合、観光協会、商工会議所などにより、サフォーク羊を活用したまちづくりを進めていくために組織されたものであり、これまで市民が一丸となって、まちの顔であるサフォーク羊を核としたさまざまな取り組みの先頭に立って事業を実施してきており、今後においても、これまでの成果及び課題を検証し、新たな中長期的な目標の設定や計画の策定、実践をしていく組織であると認識しているところであります。

次に、観光振興に当たっての観光開発構想についてですが、議員お話しのように、昭和62年に策定した士別市観光開発基本計画や平成5年に策定した羊と雲の丘観光構想計画に沿い観光施策を計画、実施してきておりますが、20年以上が経過していることから、さきの議会におきましても、井上議員から観光のランドデザインについて御提言をいただいたところであり、その際は、羊と雲の丘観光振興プロジェクトにより、既に羊と雲の丘の一体的な整備の検討が進められておりましたので、観光全体のランドデザイン策定までには至りませんでした。

士別市観光開発基本計画の策定については、本市が目指す、先を見据えたビジョンを明確化することが重要であり、その決定については、多種多様な職種、地域の関係者、関係団体の合意形成によるものでなければならないと考えております。また、本市観光振興の中心となる組織のあり方や体制などについては、本年、士別観光協会からの要望を受け、今後の観光施策の

あるべき姿や方向性、各種取り組み事業の内容の検証など、本市観光の全体構想を構築することを目的に、新たな検討機関として、観光協会とまちづくり関係者、行政で構成する士別市観光推進検討委員会を設置いたしましたことから、この委員会の中でしっかりと検討し、サフォークランド士別プロジェクトを初め、観光協会、商工会議所、商工会、商工業者や農業者、そしてスポーツ関係者など、十分に協議をしてみたいと存じます。

現在本市では、士別市全体のランドデザインであります士別市総合計画が平成30年度を初年度とする次期総合計画の策定に向け、現在総合計画を検証し、成果と課題を明らかにする中で、その対策を見きわめ、これからのまちづくりを展望した計画づくりを進めておりますことから、その中で観光振興に係る基本的な方針についても計画いたしますので、士別市観光開発基本計画につきましては、多くの関係者、関係団体と十分な協議を行った上で、次期総合計画との整合性もしっかりと図り、策定について検討してまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君） 1点だけ再質問をさせていただきます。

サフォークランド士別プロジェクトなんですけれども、今年度、新しく役員も変わられて、取り組んでいただいている。去年まで、サフォークランド士別プロジェクトで相当数の予算もここで集約されていまして、極端に言うとも、27年度決算では、ここに市の補助金が1,000万円を超える金額が投入されて、数々の事業を行ってきた。

一方、28年度になると、新たな事業というより、細かい話をすると、つくったCDの売り上げが予算の中に入って見ていると。そこからすると、売れるか売れないかわからないやつ予算を見ていて、事業をして検討してください、事業をやりましょうかと。金が入ってこないから、実際、事業も具体的な計画というのがないので、そうすると、サフォークランド士別プロジェクトが具体的に何をするのかといったときに、25年度ぐらいにさかのぼって、同じような感覚でいったときに、果たして、金もないのに何をするのか、何もできないのではないかと、何を議論するんだというところは一部から聞いていますので、これは事務局が行政になっていまずので、しっかりサフォークランド士別プロジェクトとして、皆さんたちに、具体的に何をというものを事務局が示していかないと、この方々もそれぞれの団体から出てきているわけで、幹事会はなくなったようなんですけれども、各団体の代表の方が集まったとて、新たな意見とか、新たな事業、もちろんお金もないので、そういったときにサフォークランド士別プロジェクトの活動が行き詰まってこないかと。

もっと先の展望を見据えるような構想を含めて、先ほど言った開発計画なんかも議論していただくような、そんなプロジェクトとなっていくべきではないかと思うんですけれども、その点、サフォークランド士別プロジェクトの方々に何を議論してもらおうのかということを含めて答弁いただきたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君） 再質問にお答えいたします。

サフォークランド土別プロジェクトにつきましては、平成17年に設立されております。その中で、最大の目標値としては、10年後の27年度には親羊を1,000頭にしましょう。それでは、その目標に向かって何をしようかという中で、平成21年、22年にかけて国の事業で行ったり、今回、26年、27年のひつじ年に向かってというような事業を、それぞれ、そのときそのときで行ってきているところです。

今、議員の御質問にありました平成25年度までについては、一般会計予算の中での予算づけをした中で、その予算の中で事業を進めてきたという中身が、今までの考え方です。今回、27年度でとりあえずの目標値が一旦終わりますので、今後、今年度いっぱいかけて、まずは検証した中で、次年度の向こう5年なり10年なりのある程度の計画をつくっていく。その中で、これからの事業はどのような展開をしていけばいいのかというようなことを検討しようということでありまして、予算につきましては、今年度も、当然、観光振興PR事業ですとか、いろいろな事業を計画しておりますので、それらも含めて、ではその事業をどういうふうに進めていくのが一番効果的なのかといったところもあわせて協議をしていただけるような、そのような考え方でプロジェクトの位置づけを考えているところです。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（丹 正臣君） 3番 大西 陽議員。

○3番（大西 陽君）（登壇） 第2回定例会において、通告に従いまして、一問一答方式で質問を行います。

最初に、社会資本整備総合交付金事業について伺います。

国は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として、平成22年度に社会資本整備総合交付金事業を創設いたしました。特徴としては、これまで事業別にばらばらで行ってきた関係事務を一本化して、計画全体をパッケージで採択することと、計画に位置づけられた事業の範囲内で地方公共団体が国費を自由に充当可能であり、個別補助金のように、余れば返還及び繰り越しの手続が不要で、順調な事業の進捗が可能となり、基幹となる社会資本整備事業の効果を一層高めるための関連社会資本整備事業や計画の目標実現のため、基幹事業として一体となって、効果を一層高めるために必要な、地方の創意工夫を生かした効果促進事業が実施できるとしております。

本市も、本交付金事業で、街路事業として、平成22年度から28年度を事業期間として、事業費6億4,700万円で西広通り整備事業を実施していますが、平成22年度から26年度までの交付金の配分率が66から83%、27年度が69%でありましたが、27年度が14%、事業完成予定の28年度は23%と、極めて低い状況となっております。更に、公園事業によって、平成27年から29年

度までの3カ年計画として、事業費3億5,000万円で実施をしているつくも水郷公園再整備事業においては、配分率が平成27年度で13%、28年度が48%、これも低い水準となっており、水道・下水道事業においても、おおむね70から95%、要望額に対して減額となっております。結果として、西広通り整備事業とつくも水郷公園再整備事業については、3年から5年程度延伸せざるを得ないとしており、こうした状況は類似規模の多くの自治体でも同様とのことで、北海道市長会では、交付金配分率の改善を国に対して強く求めていくとしております。

国の交付金事業の進め方として、おおむね3年から5年で実現しようとする目標、事業内容等を盛り込んだ整備計画を国に提出をして、国から、審査後、整備計画ごとに当該年度に交付可能な国費の内定通知があった後、実施に関する計画と交付申請を行い、事業実施となるとしております。この期間で事業の全体計画を含めた事前協議が行われるとしたら、事業実施のときに極端な減額となることは考えにくいと思いますが、これらの手続を進める中で、交付金の減額に至るまでの国及び道との協議経過について、まずお知らせください。また、配分に当たっては、事業の優先度を考慮したとしていますが、その根拠についてどのように捉えているのか、また、事業期間を延伸することによって、各事業において、事業単価の改定も含め、全体計画に対する影響についてお伺いして、この質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 大西議員の御質問にお答えいたします。

初めに、社会資本整備総合交付金制度の創設からの経過について申し上げます。

大西議員お話しのとおり、道路、公園、上下水道など、住民生活の基盤となる社会資本の整備に係る事業について、従来の個別補助金制度にかわり、自由度が高く、創意工夫を生かせる総合交付金制度となったことで、全国の地方自治体は、地方の実情に対応した環境整備がより一層推進されることに大きな期待を寄せたところです。しかしながら、ここ数年の交付金配分率は極めて低い状況となっているため、予定していた事業の縮小や事業期間の延長などを余儀なくされている実態にあります。

こうした要因の一つには、高度経済成長期に全国で一斉に進められた社会資本整備に係る施設が老朽化し、長寿命化計画に基づく改修や更新の時期を迎えていることに加えて、多発傾向にあるトンネルや橋梁の崩落事故を防止するため、5年に一度の近接目視点検が義務化されるなど、事業要望額が大幅に膨らんでいることにあります。このため、国では、社会資本整備総合交付金制度を創設した直後の平成22年7月には、重点計画の見直しに着手し、24年8月に閣議決定されました。

そこで、交付金の減額に至るまでの国及び道との協議経過についてであります。事業要望時の北海道との協議では、事業目的、事業期間、事業内容及び事業費を説明し、各事業の交付金対象工事などについて、ヒアリング方式の審査により事業採択されているところです。本年度は、4月4日に交付金配分額の内定通知があり、大きく削減された内示額であったため、北海道及び北海道開発局に担当部長が出向き、西広通り事業については、事業認可期間の最終年度

であることや、つくも水郷公園は、私のマニフェスト事業として取り進めていることなどを改めて説明し、事業費配分の見直しを強く要請したところです。これを受けて、4月18日に北海道開発局都市住宅課長が現地確認と聞き取りのため来庁した際にも、早期完成の必要性を訴えたところです。

次に、優先度決定の根拠についてです。

先ほどお答えした重点計画の見直しによる重点配分対象事業は、耐震、減災、物流ネットワークの強化、連続立体交差、橋梁及びトンネル等の老朽化対策などに特化して策定された整備計画のある事業が優先され、それらが都市部に集中している状況にあります。こうした国が示す重点配分事業の根拠について、長寿命化を含む防災及び安全、震災復興など、早急に整備を行う必要がある事業については十分理解しているものの、地方が必要としている事業について、事業費の規模や事業期間など、何ら配慮されることなく、重点配分対象事業以外は一律に大きく減額をされたことに、憤りを感じているところです。

次に、事業延伸による影響についてです。

水道事業及び下水道事業については、削減率は比較的少ないものの、老朽化による漏水対策などの進捗状況に影響を来しており、更に、街路西広通り事業では、道路拡幅に伴う用地の買収補償など地権者の協力が必要であるため、事業採択と同時に説明会を開催し、当初事業期間での協力に応じていただいた経過があります。また、つくも水郷公園再整備に当たっては、2,000通を超える市民のアンケート結果を反映し、市民検討会議が基本構想をつくり上げるなど、市民参加型事業として北海道からも高い評価をいただいておりますが、いずれの事業も、交付金の削減に伴い、やむなく事業期間を延長しなければならない状況となりました。

今後国の示す方針が変わらないとした場合、地域の環境整備がおくれることはもとより、事業規模の縮小による地域経済の後退、本市最上位計画である総合計画の見直しや、今後東京オリンピック・パラリンピックの影響により資材費等が高騰することも十分考えられるため、事業費の増加に伴う新たな財政負担等、さまざまな影響が考えられます。

国は、地方の人口減少問題の解決策として、東京一極集中に歯どめをかけるため、地方における定住や地方への移住促進など、地方が元気になることで国全体の活力を上げることを目的とした、一連の政策である地方創生を強く推し進めています。一方では、こうした交付金の削減によって地方の環境整備がおくれていく実態にあるため、6月8日に開催された全国市長会においても、全てのブロックから安定的な交付と、事業の長期化を防ぐよう、配分率の改善を求める要望が採択されたところでもあります。このような地方の実情に配慮の欠ける交付金制度運用の考え方は、地方のまちづくりを大きく衰退させる結果を招いており、改めて検証した上で見直しを図るなど、あらゆる機会を通じて、強い姿勢で改善を求めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） 1点確認をしたいのですが、今、資材あるいは人件費等々の単価が

上がったときに事業費に影響があるという答弁でありました。例えば、水郷公園 3 億 5,000 万円の総額予算を組んでいますけれども、やむなく事業単価が上がった場合は、この事業費にこだわらず、総事業費を上げていくという考え方でいいのか、その点を確認しておきたいと思えます。

○議長（丹 正臣君） 沼田建設水道部長。

○建設水道部長（沼田浩光君） 大西議員の再質問にお答えをいたします。

今お話しの、今後予想される資材高騰などに伴ってのつくも水郷公園の総体事業費への影響であります。これは、市長マニフェストとして、当初 3 年間、3 億 5,000 万円という事業費の中で事業内容を最大限発揮するというを、市民検討委員会の中でも熱心に議論していただきました。

ですから、現時点においては、いろいろこの事業を実施しまして、昨年から大きく交付金が削減されていることに対してどういう対応をとろうかということで、例えば、このたび、昨年の事業で立木の伐採や何かも発生をしました。そうした伐採した木をチップ化して、これからの事業のランニングコースの一部に再利用していくとか、今進めております水質改善に当たっては、動力を使わずに、天塩川の水利権を今申請しているといった中で、事業費を圧縮しながら、そして、当初の計画を変えることなく何とか進める、その努力をしている最中でありました。ですから、現時点において、これからの人件費ですとか資材の高騰、この動向がまだつかめていないうちに、事業費を増大をしていくというような考えは持っておりません。できる限り、この当初計画に基づいた事業費内で進めてまいり努力をしてまいります。

以上です。

○議長（丹 正臣君） まだ大西議員の一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め、午後 1 時 30 分まで休憩をいたします。

(午前 1 1 時 4 3 分休憩)

(午後 1 時 3 0 分再開)

○議長（丹 正臣君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

大西議員。

○3 番（大西 陽君）（登壇） 午前中に引き続きまして、新たな気持ちで質問を続けます。

農業の担い手育成対策についてであります。

本市の農家戸数は、過去 5 年間で 100 戸を超える離農があったことで、現在は 600 戸台まで減少しております。更に、経営主の年齢も 60 歳以上の方が 50% を超えている状況にあり、本市の基幹産業である農業が将来にわたって持続可能な経営を確保するためにも、担い手不足の解消は重要な課題であります。新規就農希望者に対しては、情報の提供及び相談対応、体験を含めた研修、受け入れ準備など、就農前から就農後の定着まで、段階的にきめ細かな支援が必要で

あります。本市においても、士別市農業・農村担い手支援規則に基づいて、担い手育成のために必要な支援を行っております。

農業の国際化や消費者の農畜産物に対する安全・安心志向の高まり及び高付加価値化に向けた多様な取り組みの増加等、農業を取り巻く環境は変化している状況の中で、今後各種支援を実行するに当たっては的確かつ速やかな対応が必要でありますので、現在の担い手育成対策の実績と内容の検証・分析を行い、農業者の思いに向き合いながら、先進事例の調査及び関係機関との意見交換を通して、より効果的で継続性のある新たな施策についての検討が必要であると思っておりますが、まず、この点についての見解を伺います。

次に、本市では、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、農業未来都市として、雇用の創出を初め、地域経済の活性化を柱に、農業後継者の育成や新規就農の拡大、体験研修や支援制度の充実に取り組むとして、現在進められております。特に、その中で、農業を学べる環境を整える取り組みの一環として、意欲ある新規就農希望者の研修の場として、閉校した学校を利用して農業研修施設を設置する構想を明らかにしており、本年度末までには方向性を示したいと思っておりますが、現時点での構想の概要と検討経過及び設置までの具体的なスケジュールについてお伺いをいたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

本市農業の担い手育成対策についてですが、大西議員お話しのとおり、ピーク時には4,000戸を超えていた農家戸数は、平成27年現在615戸となっており、60歳以上の経営主は52.9%と過半数を超えている状況にあり、農村でのコミュニティ維持に大きく影響を与える要因の一つとなっております。

このような中、後継者育成、新規参入者支援のため、これまで市では、担い手支援対策として、士別市農業・農村担い手支援規則により、就農研修期間の助成や新規参入者経営安定化助成など新たな就農者への支援を初め、就農研修者を受け入れる農家・法人に対して、研修受け入れ農家等の指導助成に対する支援をしております。主な支援策といたしましては、就農者が研修を行う場合、6カ月を限度に、単身者には月額8万円、配偶者がいる場合には10万円をそれぞれ助成し、過去5年間では5名に対し計420万円の助成をしております、その結果、4名の方が就農しており、1名の方は現在も研修中であります。また、新規就農者や新規就農者を後継者とする農業者が農用地の集積を図った場合、5年を限度に賃借料もしくは利子の助成を行い、過去5年間で申し上げますと、延べ195名に対し1,653万9,000円を助成しており、規模拡大により、経営改善につながっているところです。このような支援策の過去5年間の合計では、新規参入就農者への支援は延べ218名に対し2,093万6,000円の助成を行い、また、研修者受け入れ農家に対する支援として、3戸に対し102万円の助成を行ってきたところでございます。

市といたしましては、本市の基幹産業であります農業が、今後とも維持、発展を続けていく

ためには、担い手の育成並びに新規参入者対策が不可欠であると考えており、その解決策として、支援を継続するに当たり、現行制度の啓発に努めるとともに、更に効果的な制度としていくため、今まで行ってまいりました支援策の実績を踏まえ、次期、第三期農業・農村活性化計画の策定に合わせ、関係機関と協議、連携を図りながら、よりよい支援制度となるよう検討してまいりたいと存じます。

次に、農業研修施設構想の概要と現時点までの検討経過と今後のスケジュールについてです。

地域農業を支える新たな担い手の確保、育成は急務であり、士別市農業・農村活性化計画では、担い手の確保・育成等の中で、新規就農者の就農促進及び育成システムの整備を推進事項とし、平成27年10月策定の士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、重点プロジェクトとして、農業未来都市創造事業を進めるための方策として、農業研修施設整備事業を位置づけしたところです。

このような中で、これまで検討を加えてきた農業研修施設構想の概要についてであります。まず、施設を検討する上での基本的な考え方ですが、新規就農者が地域に定着するには、研修時はもちろん、就農後も、周辺の農業者による指導・助言や作業支援、とりわけ、地域の仲間として受け入れられることが重要と考えており、各地区の受け入れ体制の構築と実地研修を基本としながら、各地区に共通する座学や農業機械の基本操作などの研修については、全体で実施することです。

この考え方を基本に、農業研修施設の構想ですが、核となる拠点施設については、普及センター、農協、農業委員会、これから設立される予定の受け入れ農家協議会の意向を踏まえながら、女性を含む短期の農業体験者の宿泊施設、研修者が実際に栽培することが可能な実践農場などの複合的な機能を持たせた核となる農業研修施設を想定し、設置場所については、候補地として中多寄小学校を想定しているところですが、検討の中で、担い手が地域の中でしっかり研修することが重要なことである、大きな投資が伴うため受け入れが軌道に乗った段階で整備すべきではとの御意見もありますことから、設置の場所や時期については、慎重に、かつスピード感を持って検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、現時点までの検討経過についてですが、各地区の受け入れ体制について、農協及び農業委員会事務局、関係機関と協議をし、本年1月には、各地区の農協理事及び農業委員に内容を説明し、受け入れ農家協議会の立ち上げと各地区での受け入れ体制づくりへの協力を要請いたしました。2月には、農協の御協力をいただきながら、農業者全戸に対し受け入れ農家の募集を行ったところです。この募集の結果、受け入れ農家に御協力をいただける方が少ない状況にありましたので、4月に各地区の農協理事に再度御協力をいただき、受け入れ体制についての御意見をいただくなど、早急に受け入れ農家協議会を設立できるよう進めているところです。

また、具体的なスケジュールについてであります。今年の3月末までに受け入れ農家の体制をつくるとしておりましたが、地区の体制づくりに時間を要していることから、受け入れ農家協議会の設置を早急に進め、その中での協議、検討を踏まえ、28年度中には研修内容の具体化、

受け入れ体制づくりなどを進めるとともに、施設整備については、新規就農者を確保するための必要な施設のあり方について、農業者や関係機関と協議をしながら進めていく考えであります。29年度に向けては、まずは、受け入れ体制の整った地区から、順次農業体験、地区研修の受け入れができないか、地区農業者や関係機関と協議をしながら進めていく考えであります。

いずれにいたしましても、農業人口の減少に歯どめがかかっていない本市基幹産業の現状にあって、担い手の確保・育成は最重要課題となっておりますので、速やかに課題の解決に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） それでは、1点、研修施設についての確認を含めてお聞きをしたいというふうに思います。

今、検討は慎重に、更にスピード感を持ってという答弁でありました。相当検討期間があったにもかかわらず、具体的になっていないということなので、確認の意味でお聞きしたいと思います。

27年第1回定例会で、農業を学べる環境を整えるべきだという私の質問に対して、市はこう答えておられます。「担い手の育成確保は急務であり、農業経営に必要な技術や知識を習得できるよう、閉校している学校の一部を改修をして、仮称ではありますが、農業研修センターとして活用する」としていました。この考え方について、現時点で閉校している学校というのは中多寄小学校を指しているのだと思うのですが、この一部を改修して活用するという考え方に対して、現時点の考え方について、改めて確認をしたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） 再質問にお答えをさせていただきます。

今御質問のありました中多寄小学校の部分ですけれども、先ほど答弁の中でもお話しをさせていただきましたけれども、経過の中で、やはり、研修施設を整備をするに当たっては、非常に投資額が大きいというようなこともありますし、先ほどもお話しをさせていただきましたが、やはり、その地域の中に溶け込んでいただく、また、地域が、新たな研修生なり、新規参入者の方を支えていくというようなことが一番大事だというふうに考えておまして、まずは、ここを先に、受け皿としてしっかり組織立ててつくっていきたいというふうに考えております。これを受けて、その中で、それぞれ受け入れをする先が各地域にありますので、その地域の中で必要なもの、または、総合的に核となるものが必要だという考え方に基づくことであれば、やはり、そこに施設を整備していかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 研修施設の考え方については、今経済部長のほうから答弁をしたとおり、大西議員のこれまでの質問に対して、ある程度核となる研修施設を整備すると。それは、候補

地として大きく見れば、中多寄が耐震化になった施設だといったことで想定したわけでありませぬけれども、最初の御質問に対する経済部長の答弁の中にもありましたけれども、そこを女性の宿泊研修、あるいは実践的な農業研修もできるような複合施設ということで考えを組み立てる中であって、いろいろな方の意見も聞いてきた経過がございます。その中では、新しくこの地で農業を営む方は、農業者であり、そして市民であると。そこで生活をするということなので、しっかりと地域の方のサポートも受けながら、コミュニティーの中にしっかりと溶け込んでいくといったことが必要なので、まずは、地域での研修といったものにもしっかりと重きを置くべきではないかというような御意見もございました。

そういった中で、3月の予算審査特別委員会の中でも、最初に初期的な入り口の研修をやってから地域に入るのか、あるいは、地域で農業体験を一定程度積んだときに、自分が果たしてこれからも農業をやっていけるかどうかという判断をした後に、次の段階を目指して研修をするのかといったようなこととか、いろいろなこれまでの御意見等を集約する中では、真に地域で農業をやっていかれる担い手を育てるためのあり方というのを、もう一度これまでの御意見等を検証しながら、我々が視察研修をしてきたところですか、そういったこともしっかりと検証しながら、組み立て直しをしてみようというのが、現時点の状況であります。

その中で今後の研修施設のあり方もしっかりと組み上げてまいりたいというふうに考えておりますけれども、その方向性としては、必ずしも、場所とか時期とかが、これまで想定してきたものとならないといった方向性も出てくるかもしれませんので、そういったことも含めて、いま一度立ちどまって、しっかりと考えを、今年度中に方向性を出すとこれまで答弁もしておりますので、そういった方向性を出していきたいというふうに思っております。

ただ、今、中多寄ということを申し上げましたので、中多寄小学校については、いずれにしても、新耐震基準で建築をした施設であって、今後この地域では、どのような形であろうと、地域の活性化のためにしっかりと役割を果たしてもらうような施設ということにしていかなければなりませんので、長い間置いておくと使えなくなってくるという心配もありますので、いずれにしても、そんなに時間をかけられないという状況がありますので、先ほどスピード感を持ってといった答弁をさせていただきましたが、そのような形で進んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君）（登壇） 次に、地域医療構想に基づく上川北部地域調整会議の内容と「病院改革プラン」の見直しについてお伺いいたします。

今、地方の多くの公立病院は、人口減少と少子・高齢化に加え、医師の不足などの要因もあって、厳しい経営環境となっております。士別市立病院も同様の状況にありますが、地域医療を担う基幹病院としての役割を担っており、将来にわたって存続させるためにも、安定した診療体制の確立と経営の改革が急がれます。

国は、今後高齢化が一段と進むことを見据えて、平成26年に地域の医療及び介護の推進のた

めに関係法律の改正を行いました。改正法を受けた北海道でも、原則、第2次医療圏を単位とする構想区域ごとの患者の状態に合った医療サービスを提供できる、バランスのとれた医療提供体制の構築を目指して、地域医療構想の策定を行っております。全道21の構想区域の中で、本市は和寒町から中川町までの2市6町村からなる上川北部地域となっており、将来の病床数の必要量を達成するための方策と地域医療構想の達成を推進するための協議の場として、平成27年8月に、各市町村の首長のほか、名寄市立総合病院、士別市立病院、名寄東病院の各病院長、医療関係者、老人福祉施設協議会、消費者協会、社会福祉協議会のそれぞれの代表者19名で構成される上川北部圏域地域医療構想調整会議が設置され、28年3月22日に第3回の調整会議が行われておりますが、その協議内容と方向性及び今後のスケジュールについて、まずお知らせください。

次に、病院の経営改革の目標となる病院改革プランの見直し作業を進めるに当たって、最大の課題は常勤医の確保であります。現在の医師確保の見通しと、これまで北海道が医師確保のために進めてきた地域枠制度による医師が28年度から医療現場に配置されることになっておりますが、この制度の概要と本市への配置についてお伺いいたします。

また、プランの中で名寄市立総合病院がセンター病院であることから、本市市立病院との機能分担が必要との考え方がありますが、現在までの機能分担についての取り組み状況についてお知らせください。

更に、病院経営において、国の医療政策に影響を受けることが多いと思いますが、28年度の診療報酬改定において、改革プランの見直しに当たっての影響についてお伺いをいたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 三好市立病院副院長。

○市立病院副院長（三好信之君）（登壇） 大西議員の御質問にお答えいたします。

私から地域医療構想調整会議に係る御質問及び改革プランの見直しに当たっての医師確保の見込み、名寄市立総合病院との機能分担の状況についてお答えし、北海道の地域枠制度と国の医療施策の影響にかかわる御質問については、事務局長からお答えいたします。

初めに、地域医療構想にかかわる協議内容と方向性及び今後のスケジュールについてであります。

上川北部区域における地域医療構想の策定に当たっては、上川北部圏域地域医療構想調整会議が開催され、2025年における医療機能区分ごとの病床の必要量を推計するとともに、将来のあるべき医療体制を実現するための施策の検討、推進、構想策定後の取り組みについて協議されてきたところであり、本年第1回定例会において、大西議員の一般質問にお答えしたところであります。

その後、3月22日に第3回目の調整会議が開催され、文言等の修正のほか、必要病床数の推計に当たって患者流入の都道府県間調整を図ったことにより、上川北部区域の回復期の必要病床数を1床増加し、250床を251床とし、全体の必要病床数を792床に修正したほか、新たに

老人福祉施設などを含む在宅医療に関する医療需要について推計し、上川北部の在宅医療の需要については、1日当たり、現在より240人多い840人とする旨を追加し、承認されたところがあります。

今後の地域医療構想に関する北海道の動きとしては、2次医療圏ごとの構想を地域医療専門委員会で道の構想案として整理し、パブリックコメントを実施、意見等を反映した後、北海道医療審議会における諮問、答申を経て、夏ごろに北海道の地域構想として告示される予定となっております。また、構想の素案にもありますが、北海道は、必要に応じ地域医療構想調整会議を開催するなど、具体的な協議を促進するとしており、その中で、2025年までの構想地域における工程表の作成を目指すとともに、毎年進捗状況の検証を行い、構想の実現を図っていく必要があるとしています。

今後、各医療機関ごとの役割分担や連携などの具体的な課題の検討、工程表の作成などについて構想が告示された後、会議が招集されるものでありますが、上川北部地域においては、名寄市立総合病院をセンター病院として、既に機能分化が進められてきており、特に大きな課題はないものと考えております。

次に、病院経営改革プランの見直しに当たって課題となる医師確保の見直しについてであります。

これまで、医師確保に当たりましては、大学医局に対する要請、北海道や各種団体を通じた派遣依頼、ホームページなどを活用した募集、医師紹介業者を通じての情報収集、四季を通じた声かけなど、さまざまな形で取り組んでまいりました。こうしたことから、本年4月に北海道から自治医科大卒の医師の1年間の派遣を受けたところでもあります。更に、現在、これまでの独自の取り組みを通じ本市の勤務を検討されている内科医もおりますので、この医師の確保に全力で努めてまいります。この結果により、外来・入院体制の見直し、患者数についても変化が生じてくるものと考えています。こうした状況もありますので、改革プランの見直しに当たっては、医師体制の変動が収支面にどの程度影響してくるのかなどの実績を確認した上で対応してまいりたいと考えています。

次に、名寄市立総合病院と士別市立病院との機能分担についてであります。

改革プランにおいては、名寄市立総合病院との連携強化と機能分化の明確化を掲げ、急性期病院からの慢性期、回復期患者の受け入れ体制の検討、医療需要に応じた病院機能の検討、療養病床の増床による長期療養患者の受け入れに取り組むこととしたところであり、昨年5月からは、回復期医療を担う地域包括ケア病床を一般病棟内に設置したほか、11月には、4階病棟を一般病床から療養病床に改修するなど、現在の市立病院の体制は、改革プランに基づき、急性期中心から回復期・慢性期中心へと移行している状況にあります。

こうした中、地域の中核病院として2次救急医療体制は維持しつつも、名寄市立総合病院との協議により、昨年4月から、脳血管疾患が疑われる患者、休日における整形外科患者については、救急隊による名寄市立総合病院への直接搬送体制を確立したほか、専門医不在時の救急

患者受け入れについても対応を願っているところでもあります。また、病院間においては、それぞれの地域医療室を中心に定期的な患者情報の交換や調整なども行っており、この1年間で、名寄市立総合病院で急性期治療を終えた回復期、慢性期の転院患者の受け入れ数は50名を超え、医療機能の分化は着実に進められているものと考えています。

今後も、地域の人口が減少する中、市立病院において全ての急性期に対応した医療を提供することは、医師確保の問題、経営面からも困難な状況にあり、このことは、上川北部圏域として取り組まなければならない課題となっています。名寄市立総合病院は、昨年救命救急センターを立ち上げたところであり、士別市立病院は、可能な急性期を維持する一方で、回復期、慢性期を中心とした機能を担う、地域住民の生活を支える医療機関を目指していかねばならないと考えております。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 加藤市立病院事務局長。

○市立病院事務局長（加藤浩美君）（登壇） 私から、北海道の地域枠制度と国の医療施策の影響に係る質問についてお答えいたします。

初めに、北海道における医療確保対策としての地域枠制度の概要と本市への配置についてであります。

地域枠制度は、将来、医師として、道内の医師が不足する地域に所在する公的医療機関に勤務しようとする者に対し修学資金を貸し付けることによって、地域医療を担う医師の養成と確保を図ることを目的とし、平成20年度に10名、21年度は22名、22年度からは32名に貸し付け枠が設定されてきました。修学資金の貸し付けを受けた者がその返還免除を受けるためには、大学卒業後、医師国家試験に合格し、医師として道内の臨床研修病院で初期臨床研修を2年間、その後、道内の医療機関で7年間、その7年間のうち、指定公的医療機関で5年間勤務することが条件となっています。

地域枠医師の配置先については、指定公的医療機関、地域枠医師、所属する大学講座及び専門医研修プログラム責任者の意向を踏まえて、北海道が決定するとされております。配置の基本的な考え方として、勤務年数ごとに、取得を希望する専門医の研修体制を有する医療機関であること、医療不足の地域、医療機関の優先などがあり、当院に当たっては、医師になって5年目、または8年目、9年目の地域勤務での配置の可能性があると考えているところであります。制度がスタートして最初の地域枠医師が現在3年目の勤務に当たることから、当院への配置については、早くても2年後の可能性ということになりますが、北海道に対し、常勤医の不足している地域への配置を優先させるよう、強く要望してまいる考えであります。

次に、国の医療施策の影響、とりわけ、28年度の診療報酬改定が改革プランの見直しにどう影響してくるかについてであります。

国の診療報酬改定は2年に一度行われており、当院における今回の改定の影響額は、外来収益で2.0%の減、入院収益で0.6%の減を推計しているところですが、改定の詳細では、特定器

材、薬品といった費用の減にも影響する項目での減額のため、全体収支ではほとんど影響しないものと考えております。

また、今回の改定の特徴といたしまして、地域包括ケアシステムの推進と医療機能の分化・強化、連携に視点を置いた改正がなされており、在宅復帰を推進する改定内容となっております。特に、療養病棟入院基本料においては新たな基準が設けられ、医療の必要度の低い患者は在宅へと誘導する内容となっております、また、国では、療養病床のあり方等に関する検討会が設けられ、議論がスタートしており、新たな療養病床の転換先として、医療機能を含んだ施設系サービスの医療内包型、医療を外から提供する居住スペースと医療機関の併設による医療外付型といった療養施策案が挙がるなど、次回、30年度の診療報酬改定時には、更に在宅医療への促進が強まる可能性もあります。

こうした改正は、医療の方向性としては理解できるものの、患者数の減少など、収益減、更には、療養病棟の維持にも影響を与えるとともに、入院できる民間医療機関の少ない本市にとっては、在宅医療の確保、老人福祉施設の確保も大きな課題となっているものであります。現状においては、療養病棟の維持は可能と考えていますが、今後の改革プラン見直しに当たっては、こうした動きを十分注視していかなければならないと考えております。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） 北海道の医師確保のための地域枠制度についてお伺いしたいのですが、2年後だというふうに想定されている。要請によっては早くなる。この関係をもう少し詳しく教えていただきたい。

もう一つ、医師の中に、内科、外科、小児科とか、いろいろ専門分野があるんですが、それぞれ現場の病院の、例えば、内科医が不足しているので内科医を派遣してほしいとか、そういう要望については、道のほうの対応としてはどうなるのか、その辺を確認したいと思います。

○議長（丹 正臣君） 三好副院長。

○市立病院副院長（三好信之君） まず、地域枠の関係のお尋ねにお答えいたします。

北海道が医師不足になっているということを受けて、北海道三医大のうち、札幌医大さんと旭川医大さんが、いわゆる奨学金を貸して、そして、卒後9年間、北海道での勤務を義務づけるという制度をつくられて、その最初の学生さんが平成20年度入学で始まっています。今の現状では、お医者さんは、6年間の勉強が終わっても、臨床研修医ということで、2年間の臨床研修が義務づけられています。その2年間の臨床研修を終わって、いよいよ医師として働ける、実際に所属3年目の方が、この28年度から出てきております。

ただし、その中で、研修先として道のほうで指定しているのが、3年目のお医者さんについては、臨床研修をした病院を含む公的病院の中で、本人が希望する専門性をとれる病院。というのは、専門性をとるためには、必ず指導医というのがいて、そこで、外科であれば手術や症例数を重ねていって、初めて専門医というのがとれます。3年目については、専門医がいて研

修ができる病院、4年目については、そういうところの病院から、例えば、外来診療や何かを手伝いに行く。具体的に言えば、今、うちでいけば、名寄さんにはいろいろな指導医がおりますので、例えば、そこで研修に入ってもらって、周りに、土別だけでなく、剣淵とか和寒とか、そういうところにも、例えば、外来だけの支援ができるというような制度です。

先ほど、加藤局長のほうから5年目については可能性があると言った部分が、そこが専門医という部分が外れて、指定公的医療機関、いわゆる公立病院の部分なんですけれども、基本領域の診療科、内科とか外科とか、そういったものを持っているところで、そこに道のほうで配置をする。そして、7年目は、また別になるんですけれども、最後の8年目、9年目が、具体的には、医師不足の地域を道のほうで優先して配置をしていく。ただ、その中でも、可能な限り、お医者さんが個人的に、どうしてもキャリアアップしていくのに専門医をとりたいという考えがありますので、それを最大限配慮していくというような状況になっていますので、実際に、うちは指導医というドクターがおりませんので、うちのような病院に配置されるのは、やはり、5年目とか8年目以降になるのかなというふうに考えています。このことについては、今年の1月に道の保健福祉部長、保健福祉課長が土別にお見えになったときに、市長のほうから、地域枠制度について、極力医師不足の地域を優先して配置してくれるように道のほうで配慮してくれというようなことも、直接要望しております。

その中で、御質問にありました、いわゆる専門医制度、その部分が、来年度以降から大きく変わろうとしています。これまでであれば、指導医のいるところで研修を積みば実績になったんですけれども、新専門医制度という、今国のほうで構築している部分で、極端に言えば、整形の医者になりたいと整形の指導医のいる病院で研修を積もうと思っても、今度は、整形の指導医が6人いる病院でないと研修の実績にならないと。そうなりますと、道内で指導医が6人いるような病院というのは、本当に限られた大学病院ぐらいしかないということで、この部分については、実際、来年から制度が構築されると言っているんですけれども、これについては、自治体病院協議会なり、医師会なりの中でも、そういう制度を設けられると、またどこかに医師が一極集中してしまうだろうと。せっかくこういう道の貸し付け制度ができているのに、またどこかに固まってしまう、ますます医師の偏在性が出るのではないかとということで、今反対しているところなんですけれども、これについては、日本専門医制度機構のほうで検討しているということで、まだ浮動なんですけれども、そういった部分では、過疎地域のほうに医師が不足している、この制度をどうやってうまく活用していくかというのは、今後の大きな課題になっている部分があります。

以上、現状ですけれども、お答えといたします。

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） 結局は、いわゆる過疎の地方の公立病院の医師不足を補うための道の制度。

しかし、一方では、指導医がいないところには、なかなか医師が来ないということなんですか。

○議長（丹 正臣君） 三好副院長。

○市立病院副院長（三好信之君） やはり、お医者さんとしてキャリアアップしていくために専門医をとる先生が多いということで、専門医志向にこだわらない先生であれば、田舎での地域医療をやりたいという先生であれば、そういうことはないのかもしれませんが、今は、ほとんどの先生は、専門医となって技術を磨きたいというのが多いものですから、やはり、そういった部分では、指導医のいない病院にとってはちょっとつらい部分があるということで、極力、そういう本来の貸し付け制度を創設した意義を理解していただいて、そういった常勤医のいない不足している地域への派遣を強く要望しているという状況でございます。

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君）（登壇） 次に、新地方公会計についてお伺いいたします。

国は、地方公共団体における財政の透明性を高め、住民に対するより適切な説明責任を果たすことと、財政の効率化と適正化を図るため、従来からの現金主義・単式簿記による予算決算制度に加えて、発生主義・複式簿記といった企業会計的手法による、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の財務書類の作成を推進しております。発生主義・複式簿記を採用することで、現金主義・単式簿記では見えにくい減価償却費、退職手当引当金といったコスト情報と、資産、負債といったストック情報を把握し、総合的な財務情報をもとに、行政内部のマネジメント機能の向上が図られるなど、適正かつ確実な財政運営を行うための有効な手法とされています。

総務省は、平成26年4月に、今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書の中で統一的な基準を示し、平成27年1月には、同基準のより詳細な内容等を記載した統一的な基準による地方公会計マニュアルを示し、原則として、平成27年度から29年度までの3年間で統一的な基準による財務書類等を整備するよう、全ての都道府県、市町村等に要請をしております。

本市では、平成26年度決算から統一的な基準により財務諸表を作成しておりますが、これらの財務書類を、効率的な財政運営のためにも有効に活用すべきと思います。他の自治体との比較検討や、公表するなどの限定的なものではなく、例えば、予算編成や決算分析、新たな公共施設建設のコスト情報の把握及び民間委託やPFIの検討など、行政内外の多様な活用が考えられますが、本市における活用の実態と、今後想定している内容についてお伺いいたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） お答えいたします。

国は、地方自治体財政に企業会計の発生主義を取り入れた新地方公会計を導入するに当たって、平成18年に基準モデルと総務省方式改定モデルの2つのモデルを提示し、全ての自治体にいずれかの財務諸表を公開するよう求めてきました。しかしながら、固定資産台帳を整備する基準モデルと決算統計データを活用する総務省方式改定モデルなどが混在したことにより、自治体間の比較ができないなどの問題も生じていました。このため、国は、モデルの統一を図ることを25年に決定し、27年1月には、全自治体が固定資産台帳の整備を前提とする統一的な基

準を設け、29年度までに財務諸表を整備するよう、各自治体に求めてきたところであります。

こうした経過の中で、本市においては、20年度決算から総務省方式改定モデルにより財務諸表を作成し、22年度決算からは、基準モデルで作成するとともに、これを公表し、先ほどお話にありましたように、26年度決算からは、統一的な基準による財務諸表を作成して、本年3月に公表してきたところであります。

地方自治法における現行の予算決算制度は、1会計年度の収支を見積もった予算を議会の承認を得た上で厳格に執行するという観点から、現金主義会計を採用しております。一方、地方公会計制度については、発生主義会計による財務書類を作成することで、見えにくい行政コストや資産に関する情報を総体的に把握することにより現金主義会計を補完するという考えでありますことから、財務書類で明らかになる情報をより有効に活用していくことは、今後は必要であると考えております。

本市では、これまで、財務書類を体系的に図表化して公表するなど、できるだけわかりやすい情報の提供に努めてまいりましたが、今後は、財政規模や人口、産業構造が類似する自治体の経常コストを統一的基準により比較することのほか、行政コスト計算書を施設別に作成・分析することで、情報提供の充実とあわせて、事業の実施決定や予算編成に反映していくことについても検討していく必要があると考えております。また、施設の累計別に老朽化の度合いなどを把握することにより、公共施設マネジメントに活用していくなど、地方公会計における固定資産台帳や行政コスト計算書の活用とあわせて、事業ごとの収支見通しや費用対効果など、総合的に勘案した政策の立案についても検討を進めてまいりたいと考えております。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 14番 井上久嗣議員。

○14番（井上久嗣君）（登壇） 通告に従いまして、一般質問を行います。

本市が進めるまちづくりの根幹の一つ、合宿の里士別と、あわせて移住・定住政策にかかわる質問の幾つかをさせていただきます。

平成26年度、本市は、合宿の里士別ステップアッププランを策定し、昨年10月30日に策定されました士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、2つの重点プロジェクトを推進することとされ、その一つが合宿の聖地創造事業です。本総合戦略は、5年間を計画期間として策定した目標、いわゆる重要業績評価指標KPIを達成するために、PDCAという管理サイクルを進めるものともなっています。この総合戦略の初年度は27年度ですが、先ほど申し上げましたとおり、昨年10月30日に策定をされたものであり、通年を通して計画が進むのは本年度からとなっております。合宿の聖地創造における28年度のKPIの計画値を見ますと、昨年度の計画値と比較して合宿者数が1,000人多い2万2,000人、イベント参加者数が500人多い4,500人などとされています。

そこでお尋ねいたしますが、28年度が始まってからまだ3カ月目の時期ではありますが、KPI計画達成のために現在取り組まれている主な内容、現時点での合宿者の入り込み状況の予

測等、28年度のK P I 計画達成に向けて着実に進んでいるのかをお答えください。

さて、合宿の聖地創造は滞在型の地域振興策でもあります。滞在型の移住者促進の制度として、短期移住者にかかわる事業が本市でも進められています。本市の場合、移住生活や二地域居住生活を体験できる「ちょい田舎暮らし」として、体験型住宅の貸し出しなどが行われています。現在、朝日地区に2棟、上士別地区に2室と、計4カ所が用意され、5日以上、2カ月以内の利用とされており、必要な電気器具、家具などの生活用品の多くが用意され、格安の料金での利用が可能となっております。

そこでお尋ねいたしますが、本年度の申し込み状況や利用者数の見込みは、昨年度までと比べてどのように推移されると見込まれているのでしょうか。この制度の利用がきっかけとなり、本市への完全移住へとつながることを期待するわけですが、現在までそのようなケースはあったのでしょうか。完全移住へとほとんどつながらないとすれば、この事業の内容の見直しも今後必要かと思いますが、いかがでしょうか。また、本市の総合戦略のもう一つの重点プロジェクト、農業未来都市創造事業における移住促進事業とどのように連携されているのでしょうか。

さて、昨年度より、本市では空き家・空き地バンクが創設され、本市ウェブサイト上で空き家の情報などが掲載されています。この事業の目的は、「空き家・空き地情報を広く市民の皆さんに提供することで、空き家・空き地を次世代に円滑に引き継ぐことで、二地域居住用住宅、移住者向け住宅、合宿の宿泊施設などへの有効活用と地域の活性化を促進するために『士別市空き家・空き地バンク』を創設しました」となっています。この空き家・空き地バンクの本市ウェブページには、さきの「ちょい田舎暮らし」がリンクボタンで配置され、市外の方々への発信も配慮されています。

そこでお尋ねいたしますが、一部報道もされましたが、現在までの空き家・空き地バンクの利用状況と、あわせて、市外からの問い合わせや物件の成約等に関して、改めて詳しくお知らせください。また、空き地バンクには、いまだ物件が登録されていませんが、その要因はどのようなものなのでしょうか。

さて、この空き家・空き地バンクは、合宿や短期移住などでの利用が想定できる週単位や月単位などの、いわゆるウィークリーやマンスリーと言われる短期賃貸の考え方は含まれていません。さきに述べました本市総合戦略の重点プロジェクト、合宿の聖地創造事業では、平成31年度合宿者数を延べ2万5,000人の目標を立てていますが、本事業を推進する上で最も心配されることのひとつが、宿泊収容能力の問題です。ホテル・旅館の新規建設や既存宿泊施設の増室が具体的に進まない中、一方、今後増え続ける空き家やアパートの空き部屋の活用を結びつけるのが、短期賃貸システムの構築と考えます。ぜひとも、市内各団体・事業所等の御意見をいただきながら協議を進めることを御提案いたしますが、いかがでしょうか。

また、宿泊収容能力確保で解決を要する問題の一つが食事の提供です。既存の宿泊施設でも、1日3食の食事の提供の負担から合宿者の受け入れに難色を示されるところもありますし、現在合宿者を受け入れていただいている宿泊施設でも、後継者が決まっていない、経営者の高齢

化などで、今後合宿者の受け入れが難しくなるケースが予想されます。

そこで、いわゆる合宿者のセンターハウスの食事提供施設の創設を検討されることを御提案いたします。昼食の提供のみから始められても、家族経営的な宿泊施設では、その負担が大きく解消されますし、さきの短期賃貸システムを構築する上でも、アスリート食の提供とPR効果など、非常に有効なものと考えます。既存の施設を極力活用する、民間企業の効率的な運営をお願いする、コインランドリーを併設するなどして、合宿の聖地創造事業の着実な達成を期待するところですが、いかがでしょうか。

さて、空き家対策に関する国の支援事業では、平成20年度より空き家再生推進事業がありましたが、今年度より空き家対策総合支援事業が創設されました。どちらも空き家の活用と空き家の除去に対する補助制度ですが、両事業の違いと、今後、本市の活用の見込みなどがあればお答えください。

また、昨年、第4回定例会で、谷議員の一般質問で、本市の空き家実態調査に関する質問への答弁で、第1次調査、第2次調査を実施し、個別データ化を進め、その進捗率は約7割とありましたが、現在の進捗と調査の主な結果、今後の方針をお聞きいたしまして、この質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 井上議員の御質問にお答えします。

最初に、私から、総合戦略「合宿の聖地創造」における今年度の取り組み状況、短期移住体験の状況、空き家・空き部屋の短期賃貸システムの創設及び合宿者・短期移住者への食事提供施設の創設について答弁申し上げ、空き家再生等推進事業の活用見込みについては建設水道部長から答弁申し上げます。

最初に、総合戦略における合宿の聖地創造事業のKPI達成に向けた取り組みについてです。

本年度の新規事業としては、ホストタウン構想の柱となる台湾ウエイトリフティング協会を初め、全日本チームなどの受け入れ施設の充実に向け、青少年会館の改修を進めています。今後は、総合体育館のトレーニング室の拡大、朝日農業者トレーニングセンターのトレーニング機器の更新を行うことなどを予定しています。また、海外チームの合宿招致に向けて、リオデジャネイロオリンピック開催時期に合わせて、昨年度作成した英語表記入りの合宿用パンフレットを大使館や国内外の競技団体に送付する予定です。

次に、本年度のスポーツイベントへの参加状況についてです。6月9日から12日まで、12年ぶりに開催された全日本マスターズウエイトリフティング選手権大会には、全国各地から約200人の選手、役員が参加し、応援の家族を含め、多くの方が市内に宿泊されました。7月3日開催のディスタンスチャレンジ大会については、今年度は種目も増え、参加標準記録の引き下げもあるため、参加選手の増加を期待しているところであり、7月24日開催のハーフマラソン大会は、30回の記念大会でもあることから、過去最高の2,300人の参加者を目指しています。また、来年1月に3日間にわたり開催される北海道中学校スキー大会、ノルディック競技大会

には、選手、監督、観客を含め、延べ500人の来市が見込まれています。

合宿の入り込みでは、昨年中止となった関西実業団連合の長距離合宿が復活し、従来よりも長期間の滞在となる予定であり、大阪陸上競技協会や日本郵政女子陸上競技部など、新たなチームの合宿も予定されています。スキーの関係では、3年ぶりとなる雪印メグミルクスキー部の合宿が今月上旬に行われたほか、12月には北海道バイアスロン連盟の合宿が予定されています。

合宿の聖地創造に向けて、合宿の里推進協議会や各競技団体などとの連携のもと、合宿や大会の誘致活動を行った成果もあらわれてきており、28年度のK P Iの達成に向けて、順調に推移しています。

次に、短期移住体験の状況についてです。

今年度の申し込みは、1年間分の募集を行った本年1月26日の締め切り時点では9件の応募があり、その後も随時募集を行う中、現在の応募総数は19件となっています。このうち利用を決定した件数は13世帯26人で、延べ302日の利用予定となっています。

昨年度までの利用状況としては、25年度は22件の応募があり、このうち15世帯46人で、延べ353人、26年度は19件の応募があり、10世帯20人で延べ220人利用されました。上士別地区の体験住宅を1戸増やした27年度は、21件の応募があり、16世帯36人で、延べ310日となっており、今年度においても、過去3年間とほぼ同様の利用が見込まれます。

このような中で、体験住宅を利用した方が本市に完全移住した例はいまだありませんが、現在、昨年11月に短期移住と就業体験を組み合わせた移住体験モニター事業に参加した看護師資格を有する方が、その後も完全移住に向けて検討を継続されています。この方は、本年3月にも就業先や住宅についての情報収集を行っており、更に、今月には、再度体験住宅に宿泊し、市内介護施設で業務内容などの確認をされています。今回の取り組みのように、就業体験を組み入れることにより、完全移住に向けた具体的な検討が深まる場合もあることから、今後も、就業の場との連携や詳しい住居情報の提供などの工夫を加え、事業の推進に努めていく考えです。

農業分野との連携については、新規就農希望者の受け入れの際に使用する住宅が市内に用意されていない状況もあることから、体験住宅を活用することについても検討する中で、引き続き、完全移住や二地区居住、交流人口の増加に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、宿泊収容能力の向上についてです。

本市の宿泊収容状況として、合宿のピーク時やハーフマラソン大会の開催時期となる7月から8月にかけては、宿泊をお断りせざるを得ない現状があります。これらの解決策の一つとして、合宿の実施時期を春や秋に移行することを各団体に申し入れています。長期間の日程がとれないことや、年間のトレーニングスケジュールを変更できないなどの事情から、ピークが集中している状況にあります。このように、期間が集中し、宿泊収容能力を超える事態の解消に向けた空き家やアパートの短期賃貸システムの構築は、合宿の形態によっては有効な手段で

あると考えます。また、食事を提供する施設の創設についても、旅館などの負担軽減に大きな役割を果たすものと理解しています。

現在、本市で合宿する選手の実情は、国内外のナショナルチームを初めとするトップクラスから、スポーツに親しむことを主な目的とする少年団の合宿まで、目的や条件に大きな差異があります。したがって、練習施設の利用方法や利用時間帯、希望する宿泊料金、合宿期間、食事の内容など、チームによってさまざまな要求があり、市内ホテル・旅館では、こうした要望に対して、行政との連携のもとに、可能な限り対応に努めています。

特に、井上議員から御提案のありました食事を提供する施設の創設は、こうした宿泊施設の負担軽減につながることや、新たな旅館での合宿受け入れに結びつく大きな要因になると考えます。加えて、アスリート食の提供は、種目や年代、性別によって、3食のバランスやカロリー、あるいは、チームによる食事の時間帯、料金など、さまざまなニーズにも応えるものと考えます。今後、食事の提供については、旅館業組合を中心に、仕出し業者などの関係団体と十分協議を進めるとともに、合宿者の御意見も十分にお聞きをし、検討してまいりたいと考えます。あわせて、メニューについても、本年3月に地方創生の取り組みとして実施したおいしい合宿づくり事業のレシピも参考に、検討を進めてまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 沼田建設水道部長。

○建設水道部長（沼田浩光君）（登壇） 私から、空き家再生等推進事業の活用見込みについてお答えいたします。

初めに、空き家・空き地バンクの利用状況についてであります。

昨年10月、士別市ホームページにおいて、空き家・空き地バンクの運用を開始いたしました。現在までの閲覧件数は8,000件を超えており、特に、本年5月については、1,500件を超えている状況にあります。また、来庁や電話による市内外からの相談、問い合わせも多数あるなど、関心の高さがうかがえます。現在まで、空き家情報として8戸を公開しており、このうち売買については2戸、賃貸についても1戸が成立しています。

井上議員から御指摘のありました空き地情報の公開については、開設当初から数件の相談が寄せられておりましたが、相続などの手続や各種書類整備に時間を要するなど、公開には至っていなかったものの、この6月16日に1件を公開したところです。また、現在相談中の物件3件についても、準備が整い次第、順次公開してまいります。

次に、空き家やアパートの空き部屋に対する短期賃貸についてであります。

空き家対策により、売買や賃貸の契約成立後においても、空き家の状態が長期的に続くことで発生する衛生面や安全上の問題を回避するため、士別市空き家・空き地バンク設置規則第8条第2項では、購入等の申し込み手続の要件として、購入または賃貸する市内空き家に長期的に居住しようとする者としています。

しかしながら、バンクへの登録希望者が示した意向の中には短期賃貸も可能とするケースが

あったことや、賃貸希望者からの問い合わせにおいても、子供の夏休み・冬休み期間の利用のほか、養蜂業を営む方からは、蜂蜜の採集期間での利用相談などもありました。このように、期間を限定しての賃貸方法については、空き家状態が継続することとは異なり、利活用の推進にもつながりますことから、登録を認めています。現在公開中の物件でも、食器や調理器具、暖房機などを完備した状態での短期入居可能な物件1件を公開しています。なお、アパートやマンションなど、営業を目的とした空き部屋については、議員お話しのとおり、登録は認めておりません。

次に、空き家対策関連事業についてであります。

平成27年2月に、空き家等対策の推進に関する特別措置法、通称特措法が施行されたことに伴い、これまでの空き家再生等推進事業に定めた事業要件を拡充する形で、本年4月、空き家対策総合支援事業が創設されました。助成対象率などは従前と大きく変わった点はないものの、特措法に基づく空き家対策計画が義務づけとなったこと、また、この反面、採択要件としていた特定空き家解体後の跡地利用要件が除外されるなどが変わった点であります。

そこで、今後の空き家対策事業の活用の予定についてであります。現在、本市では公共施設マネジメント計画を策定中であり、既存公共施設の用途外や廃止、集約など、今後のあり方について慎重に検討を重ねています。現時点では、空き家対策事業を活用した新たな公共施設建設計画は予定はしておりませんが、今後の計画において事業の活用が必要となった場合は、その事業内容や財政措置などの視点から、最も有効と思われる事業の活用について検討してまいります。

次に、空き家実態調査の結果について申し上げます。

昨年7月から、地域担当職員が取り組みを進めてきた調査において、第1次調査では、最終的に449戸の空き家と思われる住居について調査を実施しました。このうち40戸は現在まで解体をされ、また、132戸については、他の用途に使用しているなど空き家に該当しないことが確認をできたため、空き家の総件数は277戸となりました。

その後の税情報を活用した第2次調査において、市内在住所有者に対する聞き取り調査及び市外在住の所有者を対象に実施したアンケート調査により、142件の意向確認を終えた結果、46件の方からバンクへの登録希望があったところです。なお、登録を予定しないとした96件の主な理由としては、今後解体する予定がある方が20件、現在登録を検討中の方が12件、その他、現状維持や特に登録を考えていない方が64件と、空き家に対する所有者の意識の違いがあらわれました。

また、全277戸を対象に実施した目視調査による空き家の保存状態については、現状で利用可能と思われる物件が69戸、改修や修繕により利用可能が147戸、解体相当と思われる物件が61戸となっており、このうち危険な状態にある27戸については、引き続き、現行法令により指導を継続してまいります。

最後に、今後の空き家対策の方針についてであります。

井上議員から、短期賃貸システムの構築についての御提言がありました。昨年4月に空き家対策推進本部を設置以降、空き家実態調査を初め、空き家・空き地バンクの開設へと取り組みを進めてまいりました。特に、バンクの開設に当たっては、改修工事に係る相談を初め、売買や賃貸によって生じる契約、登記など、一連の事務が円滑に進むよう、建設業、不動産業、金融機関など、市内関係事業所に協力を要請した結果、現在の協力事業所は30を超えるなど、安心して利用することができる仕組みづくりや、バンク登録の呼びかけ、地域政策懇談会での意見交換に努めてまいりました。

バンクの開設以来、所有者及び賃貸希望者双方から寄せられる相談は、短期賃貸やルームシェアなど、その内容は多様化しています。こうしたことに加えて、議員お話しのスポーツ合宿や自動車試験研究など、年間を通して来市される交流人口に対応する宿泊収容能力が不足しているといった課題もあります。今後空き家対策を推進するに当たっては、こうした課題への対応も視野に、合宿、農業、移住促進などに関係する職員及び団体等で構成する連絡会議の設置を予定しています。こうした取り組みにより、広範な視点に立った情報交換に努めるなど、一層本市まちづくりと連携した、実効性高い制度の運用を目指してまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 井上議員。

○14番（井上久嗣君） 確認なんですけれども、最近市内に新しいアパートやマンションがどんどんできて、その反動といいますか、若干年数のたっているアパート等に空き室が見受けられる。そういった観点から、そちらを短期的な賃貸のシステムを利用できればということの御提言で、今いろいろな御答弁をいただいたんですけれども、1点確認したいのですけれども、先ほどの答弁の中で、空き家・空き地バンクの今の制度の中では、いわゆる民間のアパートは、短期的な部分は取り扱いができないというような御答弁だったんですけれども、今後検討していただいて、民間の空き部屋を短期に借り入れるという制度を仮につくった場合、別のものとしてつくることになるのか、それとも統合したような形になるのか、その辺をお答えいただきたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 沼田部長。

○建設水道部長（沼田浩光君） 井上議員の再質問にお答えをいたします。

現在本市が進めております空き家・空き地バンクについては、あくまでも、個人自身が居住するためにつくったものが、さまざまなことがあって空き家となったというものを利活用を推進するといった視点でつくっております。私からの答弁の最後に述べさせてもらった、スポーツ合宿ですとか、農業、移住、これは、本市のまちづくりと一層連携するという答弁をしておりますが、まさに、本市のまちづくりに重要な部分でございます。そこで、例えば、民間賃貸アパートやマンションの年間の借り上げですとか、今現在の空き家・空き地バンクに登録されている空き家の、個人が所有されているものについても、所有者に対する意向調査の中で感じたのは、そういう短期の部分でも面倒を見てほしい、また、その中には、短期でもいいですよ

と言ってくれた、双方マッチングした部分がありました。更に加えて、合宿の部分でいいますと、昨年、士別ふるさと大使との意見交換会において、順天堂大学の澤木啓祐監督が、今、各企業や大学においても、いろいろな理由で合宿を近郊に目を向けたり、その期間を縮小せざるを得ない、そんな状況にあるところもある。そこで、立派なホテルや旅館ではなくても、そういう個人の一般住宅をチームが借りて、そして、自炊をしながら合宿をすることも、これも大事なことであるし、そこに目を向けてはどうかという御挨拶も頂戴をしました。

そうしたことから、まずは、本市の空き家・空き地バンクについては、個人が所有する物件の利活用に努めてまいります。そこで、合宿、農業、移住体験と連携した連絡会議の中で、新たな取り組みとして、そういった民間住宅にも視野を向けながら、検討してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（丹 正臣君） まだ井上議員の一般質問が続いておりますけれども、午後3時10分まで休憩いたします。

(午後 2時56分休憩)

(午後 3時10分再開)

○議長（丹 正臣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

井上議員。

○14番（井上久嗣君）（登壇） 次に、羊と雲の丘と羊によるまちづくりについて質問をいたします。

本市は、サフォークによるまちづくりを進めています。本市の観光としての拠点施設である羊と雲の丘では、再整備事業として、26年度にはレストラン羊飼いの家の大規模リニューアルが行われ、27年度はウッドデッキの設置のほか、遊歩道の花壇整備、フラワーガーデンの整備、放牧場の植樹などが行われました。本年度は、バーベキューハウスの通路整備とトイレの増設や桜の植樹などが計画されています。このように、平成4年にオープンしたレストラン羊飼いの家から始まった、本市の観光拠点羊と雲の丘ですが、20年を超える老朽化により、26年度より再整備事業を進めています。

そこで、羊と雲の丘のもう一つの拠点施設である世界のめん羊館について質問いたします。

世界のめん羊館は、レストラン羊飼いの家がオープンした2年後の平成6年にオープンしております。世界のめん羊館は、昭和59年、伊勢丹デパートの大英国展でイギリスから連れてきた世界のめん羊12種、12頭が英国羊毛公社より贈呈され、世界のめん羊館建設への大きなきっかけとなったものです。オープン当初、30種類のめん羊を飼育、展示してきましたが、24年、25年の同僚議員の質問への答弁で、年数の経過とともに品種の維持が困難となり、希少種は全

て途絶える可能性がある」と答えられていました。平成21年、世界のめん羊館内を改装して、めん羊工芸館「くるるん」がオープンした結果、めん羊の展示スペースは縮小しましたが、現在では、品種別の区切られた柵のところどころがサフォーク種羊で埋められている状況となっています。さきの答弁から3年以上が経過いたしました。現在何種類の羊を維持されているのでしょうか。

また、独立行政法人家畜改良センター十勝牧場がめん羊遺伝子として保管しているジーンバンクの活用や、道内外で飼育されている希少種の飼育情報をもとに交流・連携することにより、少しでも長く種を保存し、維持できるように取り組むとも答弁をされていましたが、この間そのような取り組みはされてきたのでしょうか。海外からの羊の成体の輸入には非常に高額な費用がかかることなど、今後の希少種の維持は極めて困難なことから、思い切って抜本的な見直しをされるべきと思いますが、いかがでしょうか。羊飼いの家とその関連施設のリニューアルがほぼ完了いたしますので、極力間をあげずに世界のめん羊館施設の活用の見直しを図られることを提案いたしますが、どうお考えでしょうか。

さて、広大な羊と雲の丘には、オープン当初から現在まで、ラベンダーや、さまざまな花の植栽や、多くの果樹、樹木の植樹など、周辺整備を進めてきましたが、観光スポットにふさわしい花や木の景観が長続きすることなく、その多くが残念な結果に終わることが続いてきました。このたびの再整備事業で花などの整備が進められているのは喜ばしいことではありますが、徹底された管理をしていかないと、残念ながら、今までの繰り返しになってしまうことは明らかです。

ここ数年、ガーデニングを中心としたさまざまな各地の観光施設がにぎわっています。春、夏、秋と、それぞれの季節の花や草木が楽しめる工夫がされ、季節ごとにリピーターも多く訪れる仕掛けとなっています。これらの観光施設には、常時、草木の手入れ、植えかえ、水やり、除草などを管理する作業者がたくさん見られます。このように、羊と雲の丘の質の高い周辺環境を維持するには、植えっ放しとはならないように、継続的な管理ができる費用と要員を確保していかなければ、魅力の向上と集客数アップにはつながらないと思いますが、どうお考えでしょうか。

さて、さきに例を挙げましたガーデニングなどの観光施設は、ほぼ全てが入場料を徴収しています。民間施設ではありますが、お隣の剣淵町のアルパカ牧場も有料となっています。本市の羊と雲の丘は、現在入場料は無料となっていますが、徹底された周辺管理などの費用を捻出するためにも、いずれ観光シーズンの有料化を視野に入れるべきと考えますが、いかがでしょうか。もちろん、その前提に、羊と雲の丘全体の更なる魅力アップや、体験メニューなどを増やして長く滞在できる仕組みを考えた上でのことと考えます。士別市民へは無料パスなどの配慮も必要かと思いますが、観光客の入場料が新たな投資や管理費にもつながる好循環を目指すのが、本来の観光事業ではないでしょうか。

幸いにも、羊と雲の丘は、静岡県富士宮市の観光牧場、まかいの牧場と姉妹牧場となってい

ます。まかいの牧場は、首都圏に近いという恵まれた場所にあり、さまざまな体験メニューとオリジナル物産品などの販売でにぎわっています。しかしながら、ロケーションでは羊と雲の丘がまさっていると思いますので、まかいの牧場の運営のアイデアなどを参考にして、入場有料化も視野に入れられる羊と雲の丘の今後のビジョンをつくるべきと思いますが、お考えをお聞きして、この質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

羊と雲の丘一带の観光施設は、昭和62年に制定された第3次士別市総合計画、士別市観光開発基本計画や羊と雲の丘観光構想計画に基づき、めん羊をテーマとした観光開発を推進し、平成3年度に体験学習施設羊飼いの家を建設し、その後、百樹園の造成やバーベキューハウス、世界のめん羊館を建設するなど、一体的な開発、整備を進めてきたところであります。

平成26年度からは老朽化した各施設の再整備に着手し、羊飼いの家の大規模リニューアルを行い、昨年4月25日にオープンしたところであり、以降も、計画的に周辺環境を含め整備を進めているところです。リニューアル後は、松ヶ平議員にもお答えしましたとおり、来場者数も前年比8,552人増の4万166人、売り上げも43%増となり、リニューアル効果が大きくあらわれているところです。また、世界のめん羊館の来場者数についても、前年比1,190人増の1万2,278人となったところであります。

そこで、お尋ねの世界のめん羊館の現状についてであります。議員お話しのとおり、平成25年第1回定例会において、松ヶ平議員の御質問にもお答えしたところでありますが、平成6年のオープン当初は、世界のめん羊30種類を飼育、展示しておりましたが、年数の経過とともに品種の維持が困難となり、平成25年においては26種類でしたが、その後、シャロレー、リンカーンの2種類が途絶えており、現在は24種類、76頭を飼育しているところであります。

また、独立行政法人家畜改良センター十勝牧場が管理するジーンバンクの活用や道内外で飼育されている希少種の交流・連携により、少しでも長く種の保存が維持できるような取り組みについてですが、ジーンバンクで保管されている遺伝子を活用した体外受精は、受胎率の低さが課題であり、その後の通常交配による受胎への影響を考慮し、現在は活用していない状況であります。また、他牧場との交流・連携につきましては、これまで他地域の牧場と交渉の結果、本年、テクセル種雌2頭及びコリデール種雌2頭の導入を予定しているところであります。

次に、世界のめん羊館施設の活用方法の抜本の見直しについてであります。世界のめん羊館の年間入館者数は、この10年の間、年間1万人以上で推移しておりますことから、当面は現存する希少種の飼育に努めるとともに、一方で、展示方法を見直すべきや、子羊との触れ合い、屋外での散歩体験など体験型を要望する声もあることや、議員お話しのとおり、いずれそう遠くない将来、希少種が途絶えることも予想されますことから、今後、さまざまな方からの御意見をいただく中で検討を進めてまいります。

次に、羊と雲の丘周辺整備についてですが、平成11年度からの4カ年で整備を行い、羊飼いの

の家周辺ではラベンダーを植栽し、適切な管理のもと来訪者の目を楽しませておりましたが、20年以上が経過し老木となったことから、昨年新たに植栽したところであります。また、百樹園につきましては、スモモ、ハタンキョウなど8種類の果樹を植栽いたしましたが、植栽後の幼生期における枯死や、その後の病害虫、丘陵地帯特有の寒風、凍害、雪害など、冬期間の厳しい自然環境により年々樹木の傷みも進み、幹や枝が折れたことにより撤去し、現在はサクランボと梨の2種類について維持管理しているところであります。

撤去後の再整備につきましては、キカラシ、ヒマワリなどの景観緑肥を播種し、彩りを加えておりましたが、昨年、トヨタ工業学園専門部の御協力により、百樹園内のフラワーガーデンの整備と桜の植樹、中腹の駐車場から羊飼いの家までの遊歩道の花壇整備を実施していただいたところであります。フラワーガーデンの整備につきましては、春、夏、秋にそれぞれ違う種類の花が咲き、季節ごとに楽しんでいただけるように植栽をいたしました。

議員お話しのとおり、魅力の向上と集客につなげるための質の高い周辺環境を維持するためには、観光シーズンを通した除草や草木の手入れなどが必要であります。観光客のおもてなし事業である牧柵整備などの取り組みのように、多くの関係者、市民ボランティアの協力により実施されており、観光意識の醸成という観点においても、ボランティアによる環境整備も大事なことであると認識しており、春から秋までの期間を通した周辺の環境につきましても、市民ボランティアによる方法なども含め、健全な維持、管理に努めてまいりたいと考えています。

次に、施設の有料化も視野に入れた今後のビジョンについての御質問ですが、さきに述べた世界のめん羊館及び周辺施設の環境整備を含め、羊と雲の丘観光施設全体では、更なる魅力のアップや体験メニューを増やすなど、長く滞在していただけるような仕組みづくりが必要であり、議員お話しの姉妹牧場でありますまかいの牧場の体験メニューやオリジナル特産品の販売など、さまざまな観光牧場の運営アイデアを参考にしながら、有料化に向けたお話もございますが、まずは、来訪者の方々に長く滞在していただくための手法について検討してまいります。

また、松ヶ平議員にもお答えしたとおり、士別市のランドデザインである次期総合計画や、今後策定に向け協議を行う士別市観光開発基本計画などとの整合性を図りながら羊と雲の丘ビジョンの作成を進める必要があります、現在進めている羊と雲の丘の一体的な再整備を行うに当たり、利用者目線で検討していただいている羊と雲の丘観光振興プロジェクトや、サフォークを活用したまちづくりを進めているサフォークランド士別プロジェクト、更には、羊によるまちづくり運動を30年以上にわたり実践しているサフォーク研究会や関係団体、市民の方々、羊と雲の丘を管理運営している羊と雲の丘観光株式会社など、皆さんの合意形成による計画となるよう検討してまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 井上議員。

○14番（井上久嗣君） 1点だけ質問させていただきます。

めん羊館なんですけれども、やはり、ぐるっと1周して、1回見たら終わりということで、

せっかく希少種がまだそれなりにいる中で、1回見たらリピーターになりづらいと。だから、先ほど御答弁の中にもありましたけれども、体験型にするのですとか。希少種が極力存続できるような形はとるべきだと思いますが、ただ、そちらに余りこだわら、数ばかり何とか維持するというところにこだわったところで、羊は寿命がありますので、そんなに長くないうちに、希少種は中期的には絶えていってしまうということになりますので、時間があるようで、正直ないと思います。

私は、有料化を絶対しろというつもりはないのですけれども、有料化できるぐらいの魅力をつくれば、最終的に有料化しても、それはそれで一つの選択肢になろうかと思います。絶対的に、今までの羊と雲の丘一带の管理費のあり方がちょっと足りなかったのではないかと。もう少し管理費に、先ほど市民ボランティアという件もありましたが、毎日市民ボランティアをお願いするわけにはいかないもので、その辺の管理費が捻出できるようにも、魅力を含めて、あわせて、収益が上がって管理費が会社でも出せるような形も含めて、本当に時間がないと思うんですけれども、その辺を早急に考えて、今、レストラン中心のハードはきれいになってきていましたので、その辺を含めて手をつけていただくべきかと思いますが、もう一言いただきたいと思っています。

○議長（丹 正臣君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） 再質問にお答えします。

井上議員のお話のあったとおり、あそこのめん羊館につきましては、そう遠くないうちに、恐らく、希少種については途絶えるというふうに考えております。今の展示方法につきましても、お話のとおり、1周ぐるっと回って出て行くというような形になりますので、この部分につきましては、過去にもいろいろと御提言をいただいている経過もあります。

展示の方法もいろいろ工夫したほうがいいのではないか、また、リピーターのことも考えて展示したほうがいいのではないかというようなこともありますし、今言われるように、有料化というのは将来的なことをございますので、今の段階ですぐにということは申し上げられませんが、そういう有料化ができるような、時間的な部分もありますけれども、長い間あそこに滞在ができるような仕掛けができるようになれば、そういったようなところにも考えが及んでいくのかなというふうにも考えておりますけれども、いずれにしましても、あそこは土別市の観光の拠点施設なものですから、最終的に、荒廃しないような、常に来ていただけるお客様が楽しんでいただけるような形のものにするための予算措置をきちんととっていくような形で今考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 井上議員。

○14番（井上久嗣君）（登壇） それでは、市政のICT化推進について質問させていただきます。

私は、昨年12月の第4回定例会の一般質問で、ワンストップ窓口と組織再編に関する質問の

中で、市政のICT、いわゆる情報通信技術に関しても質問をさせていただきました。その中身は、分散型の庁舎では、各種申請システムの一元化はもとより、ワンストップサービスの窓口業務と業務所管課との連携、分庁舎方式による職員の物理的移動の軽減などにはICTの活用は不可欠であり、事務処理の流れの整理、見直し、簡素で効率的な事務処理、各部門の書類形式の共通化、データサーバーの集約など、更なる電子化を進め、議会も含めて、可能なものはペーパーレス化を進めるなど、庁舎整備に合わせたICTの更なる活用を求めたものです。

その御答弁は、事務処理の流れの見直しとともに、ICT機器の配置と活用は十分考慮しなければならない課題である。分散先は高度なセキュリティーを確保しつつ、順次通信環境の改善を進めていく必要がある。庁舎内にサーバー機器を設置している他の業務システムやグループウェアのシステムについても可能な限りクラウド化を進め、市民にかかわる情報の確実な保持に努めるとともに、集約を図っていく必要がある。これらにあわせて、ペーパーレス化に向けた電子決裁や公文書管理システムを初め、タブレット等を用いた電子会議などの庁内のWi-Fi環境の構築についても、先進自治体の取り組みを参考に調査研究を進めたいなどの答弁がありました。

そこでお尋ねをいたしますが、いよいよ本庁舎改築基本設計業務に向けたスケジュールが動き出した現在、どのようなICT化の推進を検討されてきたのかをお答えください。

次に、本市ウェブサイトを見ると、例えば、各種計画など、その多くは掲載されていますが、一部掲載されていないものもありました。本来、基本的な計画はもちろん、各種施策、調査結果など、個人情報にかかわるもの以外は、原則市民に公開するべきと考えますが、これらウェブサイト上での情報公開の範囲は明確化されているのでしょうか。

更には、分庁舎型庁舎でのICT化の推進はもとより、ウェブサイトなどへの迅速な情報提供や、サーバーやセキュリティー管理、各種書式やデータ管理の統一化などを進める上でも、ICT専属職員の配置を検討するべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、ペーパーレス化に関して質問いたします。

お聞きいたしましたところ、一般会計等の予算書印刷に係る費用が54万円とのこと。つまり、これだけで、10年間で540万円の費用が必要となります。そもそも、庁内で行われる書類関係は、現在全てパソコンで作られたデジタルデータとなりますが、現在は、一度紙にプリントしたり、印刷業者に回して印刷物にするなど、その多くがアナログデータとして扱っています。可能な限り、そのまま電子会議で対応することにより、省資源、印刷管理コストの縮減や印刷時間の短縮も図られます。例えば、予算書などをウェブサイト上に公開すれば、市民は自宅で予算書を閲覧できますし、必要などころだけをプリントすることもできます。

このように、場所、時間を問わず、タブレット端末やノートパソコンなどがあれば、書類を持たずに閲覧ができ、更には、このシステムは、現在既に、やる気さえあれば、技術的にはそう難しくなくできる時代にあります。電子決裁や公文書管理システムを含めたペーパーレス化を庁舎整備に合わせて可能な限り導入すべきと再度答弁を求めて、この質問を終わります。

(降壇)

○議長(丹 正臣君) 中峰総務部長。

○総務部長(中峰寿彰君) (登壇) ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、本庁舎整備を前提としたICT化推進に向けての検討経過についてです。

本庁舎改築における基本設計については、過日業務委託の事業者を選定し、引き続き検討作業を進めているところですが、あわせて、現在庁舎内に設置しているICT機器類や外部との通信回線の状況について洗い出し調査を行うとともに、紙媒体の台帳や図面類の中で、電子化が可能なものについての調査を進めているところです。とりわけ、窓口関連部署では、執務スペースにおける有効面積の確保を図るため、台帳類の電子化はもとより、情報連携によって業務の効率化が期待できるものについては、庁舎の改築に先行して実施していくことも検討しています。

また、庁舎改築時までに順次更新時期を迎える業務システムに関しては、サーバーの設置をやめ、外部のデータセンターを活用した、いわゆるクラウド化によって集約が可能か、それぞれ検討しているところであり、平成29年度には、庁舎内にサーバーを設置している4つの業務システムのクラウド化を実施する考えです。システムをクラウド化することによって、電算室の省スペース化が図られるとともに、空調機器の設置も最小限に抑えることができるほか、新庁舎への移転の際の大規模な移設作業を少なくすることができるものと考えています。あわせて、現在は1人に複数台のパソコンを設置しなければならない状況についても、最新の技術を活用した情報ネットワークを構築することによって、プリンターなどの周辺機器とともに、集約化を図ることが可能になるものと考えています。

また、庁舎の改築に直接かわりなく、マイナンバーカードを活用した住民票や戸籍のコンビニ交付についても調査をしており、事務の効率化のみならず、ICTの活用による市民サービスの向上を図るための検討を進めています。

次に、本市のホームページにおける情報公開の範囲やあり方に関しては、運営方針及び作成基準を定める中で、まちづくり基本条例に掲げる情報共有の原則に基づき市民への積極的な情報提供に努めることとしており、使いやすさ、わかりやすさ、情報の見つけやすさなど、利用者の立場に立ったページづくりに努めています。この作成基準では、個別具体的に掲載すべき計画を定めるなどの取り決めはしておらず、各担当部署の判断に委ねているところではありますが、各種の計画については、原則的にホームページに掲載するものとしています。

次に、ICT専属職員の配置を検討すべきとの御提言がありました。

ICT関連業務については、現在、総務課行政担当の複数の職員が業務を担っています。近年のICT技術は、極めて早いスピードで進歩しており、また、サーバーやセキュリティー、データ管理など、特殊性の高い業務が含まれています。こうした中で、システムのクラウド化を進めるとともに、サーバーやシステムの保守管理に関しては、専門知識を有する事業者による業務委託することによって、職員の業務においては、さまざまな面で軽減化が図られているとこ

ろです。

また、ホームページにおける情報公開の迅速化に向けては、職員の誰もが操作できるコンテンツ管理システムを導入しているとともに、コンテンツ作成基準に基づいて各課で内容を作成し、秘書広報課が公開の最終判断を行うことによって迅速化と統一化を図っており、専属職員を擁せずに管理運営できる体制としています。規模の大きな自治体においては、専属部署や専門職を配置している例もありますが、本市や類似規模の自治体においては、総務系を中心とした部署の職員が兼務や併任によって対応しており、総体の職員数も限られている中で、専属職員の配置は困難な状況にあります。

最後に、庁舎整備に合わせたICTによるペーパーレス化に向けては、冒頭申し上げました台帳等の電子化のほか、とりわけ、複数の課に及んで決裁を要する財務伝票や内部文書については、現在使用しているグループウェアと連携した電子決裁基盤を構築することにより、業務効率の向上を目指して検討すべき課題と捉えています。また、電子会議の仕組みなども含めて検討が必要と考えていますが、セキュリティの確保などの課題もあることから、今後も十分な調査検討が必要と考えています。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 井上議員。

○14番（井上久嗣君） 1点だけ再質問させていただきます。

ウェブサイトで、運営方針があるけれども、計画等の基本的なものは全部載せると。細部に至っては特に取り決めがないというような御答弁でしたが、本来であれば、市民に公表できるものは全部公表するというのが大前提だと思いますが、その辺、議会側も含めて、電子化できるものも電子化する。例えば、議案でも、市民から見られて困るものは基本的にないですから、そういったことも含めて、今後の検討ですけれども、ネット上で市民に情報公開をいかに細部までできるかというルールを、今後はある程度細かいところまで統一化していくべきだと思いますが、その辺についてお答えいただきたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 中峰部長。

○総務部長（中峰寿彰君） 再質問にお答えいたします。

まず、情報の公開のあり方、先ほども申し上げましたように、本市のまちづくり基本条例、まずは、これに基づいて情報を共有していく。そういったことでは、個人情報等々、限定されるような内容は別にしましても、今議員おっしゃられたように、あらゆる情報、これはできるだけ知っていただくと、そういうことが必要だというふうに思っています。

ホームページの管理のところ、先ほど、どの計画は載せるといったルールはないということでも申し上げましたけれども、一応、統一基準的に、どういう表示をしていく、どういう文字は使わない、あるいは、アクセシビリティ、いわゆる、どんな方でもホームページが閲覧しやすい環境をつくるんだというようなところでのルール決め、そういったところは細部にもしております。ただ、計画が個別の指定がないように、この情報は載せる、載せないというところ

については、各部署の判断ということになっています。そういった中では、お話がありましたように、今後できるだけ多く示していくということで臨んでいきたいと思っています。

また、その際に、これは内部の情報管理、あるいは電子決裁等々とも関連しますが、いわゆる紙ベースでの資料をいかにして電子化していくというところについては、また、いろいろな技術的なこと、あるいは機器類の準備等々も出てきますので、そういったことを含めては、電子化のメリットも多いと思いますが、一方で、そこに内在するデメリットというところも十分に踏まえながら、基本的には情報を共有していくんだという視点で、今後も、ホームページなり、それ以外の情報の提供、公開、こういったものに臨んでいきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（丹 正臣君） ここで、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

2番 喜多武彦議員。

○2番（喜多武彦君）（登壇） 通告に従いまして、一問一答方式で質問いたします。

まず最初に、介護離職対策についてお伺いいたします。

国の一億総活躍国民会議において、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策一成長と分配の好循環の形成に向けて一」が取りまとめられました。その中で、アベノミクス新・三本の矢の的として、第一の矢の的、GDP600兆円、第二の矢の的、希望出生率1.8の出現、第三の矢の的、介護離職ゼロという目的が掲げられました。新・三本の矢の好循環を確かなものとし、長く継続することで、50年後に1億人を維持と示されております。

このうち、介護離職ゼロは、親などの介護のために仕事をやめざるを得なくなる人をゼロにしようとする目標であり、安心につながる社会保障の充実を目指すスローガンであります。現在、介護離職者は全国で約10万人と言われております。介護離職すると、収入が減ったり、社会とのつながりが途切れて孤立したりといった可能性が高まるため、仕事と介護の両立ができる環境整備が求められております。身近な人を介護しながら仕事をしている人は約300万人にも上っているとも言われるが、介護のために仕事を休んだり、早退を申し出ることで、配置転換や降格があるという問題も指摘されております。本市における介護離職数や、介護をしながら働いている人の数や年代、性別、介護期間などの現状の把握をされているのか、されていなければ、実態調査を行ってはどうかお伺いいたします。

在宅介護については、国としても、訪問診療できる医師や看護師の養成、緊急時の病院との連携など、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現に力を入れています。健康長寿日本一を標榜する本市は、積極的に取り組んでいますが、国の制度の変更などにより、理解し、実施するには、現有の本市の職員の負担がかなり多く感じているところであります。課題の解消に向けて、特に、企業経営者を対象に、介護の面から見たワーク・ライフ・バランスの研修会などを実施してはどうでしょうか。

介護保険サービス全体での公的負担分の増加といった財政的な観点からも、国・地方双方とも在宅介護の重要性は認識しており、各種の支援措置や体制構築に尽力していることは十分理

解しております。しかし、両親と同居していたり、また、別居であっても移動に余り時間のかからない距離であれば、家族のサポートを中心とした在宅介護も可能ですが、子供たちが地方で仕事についているような場合や、要介護度が上がり在宅介護が困難となった場合など、どうしても施設介護を選択せざるを得ないケースも多いと思います。本市においては、このケースが非常に多く、介護施設の需要が高いと認識をしております。

本市において、介護施設の数の把握と、介護従事者の充足状況はいかがでしょうか。施設はあっても、介護士、看護師が不足しているため入所できないといった状況はないでしょうか。待機入所者の把握と対策はあるのでしょうか。一定のスキルを持った介護従事者に、本市の独自策としてサービスの提供を上乘せすることで、離職の防止に加え、介護サービスのレベル向上にも寄与し、介護しやすい士別市のイメージアップにもつながるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 喜多議員の御質問にお答えいたします。

初めに、介護離職者数や、介護しながら働いている方の人数、年代などの把握についてであります。

市内全事業所の状況は把握していないところでありますが、主要な事業所7カ所のケアマネジャーにお伺いしたところ、平成27年度において、介護サービスを受けている在宅の方553人のうち、その家族が介護を理由に離職した方については、男性が4人で女性が5人、また、介護をしながら働いている方については、男性が80人、女性が169人となっているとお聞きしています。

介護離職者の実態把握については、現在、国において全国の7市町村で実態調査を試行的に実施しており、今後、本市においても、30年度から32年度までの第7期計画の策定に向けた基礎資料として、29年度に介護離職者の調査を実施する予定であり、その際には、離職に至った具体的な要因などについても調査を行い、その結果を踏まえた上で、企業などを対象に、議員御提言のワーク・ライフ・バランスにかかわる研修会の実施なども検討してまいりたいと考えています。

次に、介護施設の数と介護従事者の状況についてであります。

市には15カ所の介護施設があり、その中で現在ハローワークに求人を申し込んでいる施設は13施設で、延べ36人の介護職員を募集しています。この13施設の職員数については、いずれも国に準拠した職員の配置基準は満たしているものの、国の配置基準による人員配置では勤務体制や勤務条件に余裕がなく、職員の身体的・精神的な負担が増加し、入居者の希望に沿ったケアが提供できないことや、安全で安心な介護ができないなどの理由により、国の基準を上回る職員の確保に努めてはいるものの、確保が困難な状況から、結果として、空き部屋が生じている状況の施設もあるとお聞きしています。

介護施設における国の配置基準は、基本的には、利用者の心身の状態にかかわらず、利用者

3人に対し1人の介護職員の配置があれば認可されることから、介護報酬の算定もこうした基準から導き出されているものと考えますが、現実的には、利用者の状況により多様な介護が必要であることから、利用者数により一律の職員数を定めている国の配置基準では対応し切れないことから、結果として、施設が独自に人員を多く配置せざるを得なく、その経費を介護報酬では賄い切れない状況もあり、加えて、職員の確保が困難な状況とが相まって、職員の配置基準を満たしているにもかかわらず、満床にできない状況が生じているものと考えています。

このような状況を踏まえて、全国市長会を通じ、介護従事者の確保に対する財政措置や適切な介護報酬の設定などを国に対し要望しているところでありますが、今後も引き続き要望してまいります。

次に、介護従事者の確保対策についてであります。

まず、御提言のありました介護従事者に対する市独自の賃金や給与の上乗せについては、現在、介護職以外にも、建設業や保育士など、人材が不足している職種が他にもあることから、これらを含め、人材不足を生じている職種について十分な調査を行う中で、総合的に検討していく必要があるものと考えています。

しかしながら、今後ますます高齢化率の上昇に伴い介護が必要な高齢者の増加が見込まれる中、介護従事者の確保対策は特に重要な課題であると認識しておりますことから、本年度、新たな事業として、市内に就労する介護従事者の確保及び定着を図るため、士別市介護従事者新規就労定着支援事業を実施することとしました。この事業は2つの事業で構成されており、1つ目は、これから介護職員を目指す方が受講する介護職員初任者研修課程の研修を受講した方に対し、7万円を上限として、研修を受講した際に負担した受講料及びテキスト代金の3分の2以内を貸し付けし、市内の同一事業所に3年間就労することで償還を免除する貸し付け制度であり、2つ目は、市内高校生を対象に、高齢者福祉に対する理解と介護職への興味や関心を持っていただくための介護職場体験を行っていただく事業であります。

今後も、高齢者がいつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けていただけるよう、これらの事業を検証しながら、国や道の制度の活用はもとより、移住対策などとの連動なども視野に、処遇改善も含めた新たな介護従事者の確保対策について、鋭意検討を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 喜多議員。

○2番（喜多武彦君） 質問ではないのですけれども、今回質問を出すときに添付させていただいた資料なんですけれども、「安心につながる社会保障」1、2ということで、介護離職ゼロに直結する緊急対策の中で、6つほど項目があった中で、今、市長の答弁の中で、返還免除つき学費貸し付けということをお伺いしたので、やはり、これが一番大事なのではないかというふうに思っていました。それと、介護する家族の不安や悩みに応える相談機能の強化、それから支援体制の充実というのが、やはり一番大事ではないかというふうに思っていますので、このことを踏まえながら、市民サービス向上の意識を非常に高く持っていただくことを切に願うと

ともに、先ほども少し触れたんですけども、現有の職員の数で、果たして満遍なくサービスを届けることができるのかというのが、非常に不安があります。もちろん、能力があるのかなというわけではなく、いきいき健康センターの活用も含めていくと、かなり広い範囲でやることが多過ぎるのではないかと思いますので、そのスタッフの充実もお願いしながら、この質問を終わりたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 喜多議員。

○2番（喜多武彦君）（登壇） それでは、2つ目の質問に入ります。

2つ目は、地震など大災害の対応と被災地支援について伺いたいと思います。

平成28年4月14日午後9時26分、熊本地方で最大震度7の地震が発生しました。九州地方では、観測史上初めての大きさであります。最初の地震が発生して以降も、マグニチュード7.3の大地震のほか、九州全域で震度5弱以上の地震が多発しております。平成7年の阪神・淡路大震災と同規模のマグニチュード7.3を記録している点や、一連の地震活動において、震度7が2回観測された点、4月14日の前触れ地震以降、余震が1,000回を超える点、2つの断層帯の連動により20から30キロと言われる広範囲にわたる地面のずれが生じている点など、多くの点において未曾有と言っていい規模の大地震であります。

地震の大きさだけではなく、被害も甚大であり、お亡くなりになった方は40人以上、関連死も10人以上となっています。家屋の被害にあっては、把握できているだけで全壊約2,600棟、半壊約3,800棟、一部破損は約2万2,000棟であり、被害分類が未確定の家屋も含めると約6万棟に上っているとされています。また、避難者は、16日の地震発生直後に最大18万4,000人となっておりますが、現在は1万人を切るころまで減少はしておりますが、しかし、この避難者は、県で把握している359カ所の避難所にいる人数であり、車中泊などによる避難者は含まれておりません。ほかにも、歴史的建造物、熊本城、文化財の破損や、阿蘇山や由布院温泉郷といった観光地への影響など、さまざまな面で被害が出ており、今後の復興に向けての道のりも長期間にわたることと懸念されております。改めて、お亡くなりになられた方に謹んで哀悼の意を表するとともに、被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

本市として行う具体的支援からお尋ねいたします。

現地では、行政職員が被災者を支援すべく、衣食住が不十分な中で、住民のニーズに対応しなくてはならず、心労が絶えないことは想像にかたくありません。そういった状況に対し、人的支援は早急に実施できる支援ではないでしょうか。現地に赴くのではなく、受け入れる人的支援もあるのではないのでしょうか。先ほど井上議員の答弁にもありましたように、空き家の活用もその一つと考えてもいいのではないのでしょうか。支援とは、一過性にとどまらず、一定期間継続することが、被災地の復興にとって重要であり、東日本大震災以降も、本市では継続的に支援をされております。今後の見通しと、また、過去の支援状況もあわせて伺いたしたいと思います。被災者にとって、避難所の生活で、エコノミー症候群やプライベートの確保が難し

く心理的ストレスを抱えてる方も多いと聞き及びます。本市の空き家対策事業として提供してはどうでしょうか。

また、仕事の提供など、あらゆる支援が考えられると思います。支援する側の思いは大事ですが、受け入れ側の被災地の状況とかみ合わずに、かえって迷惑となってしまうケースは、今回の地震だけではなく、過去の震災における教訓ではないでしょうか。

次に、本市の防災体制も、地震の危険性や防災の備えを改めて点検をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

避難所のあり方や施設の強度など、乳幼児や高齢者、障害者といった方へのきめ細やかな対応や女性への配慮が必要なことは、全国の自治体の防災計画などに盛り込まれていますが、本市も改めてシミュレートすることが必要と考えるが、いかがでしょうか。

非常食や防災用品の備えはどの程度なされているのでしょうか。また、食品には賞味期限などがあるので、本市独自で防災の日を制定し、避難訓練や防災を考える日を制定してはどうでしょうか。その際に、非常食を食することもよいのではないのでしょうか。

以上、見解を伺います。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） お答えいたします。

本年4月14日から2カ月以上にわたって続いている熊本地震は、今なお震度5弱の揺れが観測されるなど、広域にわたって甚大な被害と、多くの方々に数々の不安を与えています。政府の地震調査委員会は、今後の余震活動について、熊本地方と阿蘇地方では、更に1カ月程度は最大震度5強の余震に注意が必要との見解を示しており、復興に向けた取り組みが思うように進んでいない中、きょうのニュース等を見ておりますと、大雨が降っておりまして、1時間50ミリを超えて、総雨量も500ミリを超えるという状況で、既に熊本では4の方が犠牲になられて、現在2の方が行方不明というニュースも入っておりますし、更に、この後も記録的な大雨に注意が必要というような状況が出ております。一日も早い復興と復旧を願ってやまないところであります。

そこで、これまでの災害に対する支援や、この震災に対する支援についてのお尋ねであります。

本市では、これまで、北海道南西沖地震や阪神・淡路大震災、有珠山噴火災害に際し、義援金を送ってまいりました。また、東日本大震災に対しましては、原発事故による復興作業の長期化も見据え、市からの義援金500万円を初め、緊急用飲料水容器を送ったほか、市民や市内企業から寄せられた義援金約1,200万円や、上白糖を初め、紙おむつや箱ティッシュ、トイレットペーパーなどの支援物資を送ってきたところであります。

このたびの熊本地震に対しましては、本定例会初日において議決いただいた義援金100万円のほか、市職員から募った義援金15万円を被災地に送る手続を進めているところでありまして、士別市消防団からも、団員から募った義援金10万円が送られております。また、市民の皆様か

らの温かい善意を被災地の支援に役立てられるよう、地震発生直後から今月末までを期間として、市内9カ所に募金箱を設置しているところであり、この募金についても、集約後、速やかに被災地に送るものであります。

人的支援については、市長会等を通じて職員の派遣要請などに関する情報を収集し、検討を行いました。家屋判定士などの職種を特に希望していた状況であった中、職員の派遣については、今のところ見送ることとしております。しかしながら、このたび、職員団体による救援ボランティア派遣に、本市職員が北海道代表2名のうちの1名として参加することになり、今月下旬に熊本で支援活動等を行う予定であります。

また、仕事の提供と空き家対策を連動させた受け入れ支援をとの御提言については、居住地やその近郊を離れて北海道に移り住みたいという方がどの程度いるのか、仮にそのような方がいたとしても、希望する仕事を本市で提供できるのかなど、不明な点や検討を要する課題も多ことから、現時点においては難しいと考えるところであり、今後の支援に当たっては、引き続き状況を注視するとともに、国・道や市長会を通じた情報収集に努めていく考えであります。

次に、東日本大震災以降の継続的支援についてです。

本市では、東日本大震災による原発事故に伴い、放射能汚染による外出規制など、自由に屋外で行動できない福島県川内村の子供たちに対する支援として、「土別にコラッセ夏学校」を継続実施してまいりました。このほか、川内村復興応援に、川内村復興応援かえる基金の設置や復興祭参加などの取り組みを行ってきたところであり、引き続き、川内村のニーズも把握しながら、支援に努めてまいる考えであります。本年は、初めて開催された川内の郷かえるマラソン大会に職員が参加しており、今後も双方で開催されるイベントなどを通じながら、より一層きずなを深めてまいります。

次に、本市の地震に対する避難所等の体制についてです。

まず、本市の地域防災計画における避難所については、26年に計画を見直し、29カ所の指定避難所を設置したところであり、洪水や地震など、災害種別に応じて、指定緊急避難場所や指定避難所として区分する中で、地震の際の避難所については、新耐震基準を満たしている施設を指定しております。また、災害種別にかかわらず、障害者など、特に配慮を必要とする方の避難先として、ホテルや福祉施設など、8施設を福祉避難所として確保しているところでもあります。今後の避難施設の位置づけについては、現在策定中の公共施設マネジメント計画との整合性も図りながら、適宜改善、充実に努めてまいります。

一方、非常食や防災用品の備蓄に関しては、特に、東日本大震災以降、計画的に整備を進めてきたところであり、現在、非常食については約1,600食を備蓄しているほか、発電機や投光機、ポータブルストーブ、段ボールベッド、毛布に加え、避難所におけるプライバシー確保のためのスクリーンも用意しております。賞味期限が設定されている非常食については、各自治会で実施する避難訓練や学校での防災に関する授業の際に試食していただくなど、喜多議員お話しのような取り組みを進めているところではありますが、これらの装備品や備蓄品について

は、今後も計画的に整備し、災害時に適切に対応できるよう努めているところであります。

熊本地震の発生のほか、先週16日には道南地域でも震度6弱の地震もあり、万一の場合のことを考える機会も増えております。行政としての体制づくりはもちろんのこと、市民・企業・地域など、全市的な防災意識の高揚も重要であり、8月には関係機関との連携のもとで防災研修を実施するほか、地域での防災訓練の実施や自主防災組織の強化拡大など、自助・共助に向けた取り組みを推進してまいります。

こうした中で、さまざまな状況を想定し、避難所運営体制の確立を初め、現場対応等の改善、訓練の充実などに努めるとともに、防災の日の設定の検討を含め、引き続き、災害に強いまちづくりに努めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

（午後 4時13分散会）